投資信託説明書（請求目論見書）

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

追加型投信／海外／債券
2016.8.20

設定・運用は
フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

Fidelity™ INTERNATIONAL

１．この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・USハイ・イールド・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2016年2月18日に関東財務局長に提出し、2016年2月19日にその届出の効力が生じております。
２．ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
３．お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
４．課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　ジュディー・マリンスキー
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目７番７号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　次

第一部　証券情報…… 1
第二部　ファンド情報…… 5
　第１　ファンドの状況…… 5
　　１　ファンドの性格…… 5
　　２　投資方針…… 11
　　３　投資リスク…… 22
　　４　手数料等及び税金…… 25
　　５　運用状況…… 29
　第２　管理及び運営…… 41
　　１　申込（販売）手続等…… 41
　　２　換金（解約）手続等…… 42
　　３　資産管理等の概要…… 43
　　４　受益者の権利等…… 46
　第３　ファンドの経理状況…… 48
　　１　財務諸表…… 50
　　２　ファンドの現況…… 84
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要…… 85
第三部　委託会社等の情報…… 87
　第１　委託会社等の概況…… 87
　　１　委託会社等の概況…… 87
　　２　事業の内容及び営業の概況…… 88
　　３　委託会社等の経理状況…… 89
　　４　利害関係人との取引制限…… 106
　　５　その他…… 106
＜添付＞　投資信託約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド （以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

２兆円*を上限とします。

＊　受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額

※　上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*1とします。

＊１「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日*2における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

＊２「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ＵＳハイ」として略称で掲載されています。）

（５）【申込手数料】

申込手数料率は3.24%*（税抜 3.00%）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※　税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※　「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※　「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※　スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2016年２月19日から2017年２月17日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して５営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①　ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なっていただきます。

②　委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

③　ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

②　ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、３兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

③　ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 **追加型投信**	国内 **海外** 内外	株式 **債券** 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海　　外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債　　券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券（ハイ・イールド債）））	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※　ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券（ハイ・イールド債））…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうちハイ・イールド債に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：http://www.toushin.or.jp）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④　ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイ・イールド・ボンド」といいます。）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 格付けに関しては、主に、Ｂａ格（ムーディーズ社）以下またはＢＢ格（スタンダード＆プアーズ社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに、運用の指図に関する権限を委託します。

ハイ・イールド・ボンドとは

米国では、ムーディーズ社やスタンダード＆プアーズ社（Ｓ＆Ｐ社）といった格付機関が、債券の元本、利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。Ｂａ（ムーディーズ社）以下または、ＢＢ（Ｓ＆Ｐ社）以下の格付けの事業債、および格付けされていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド・ボンドといいます。

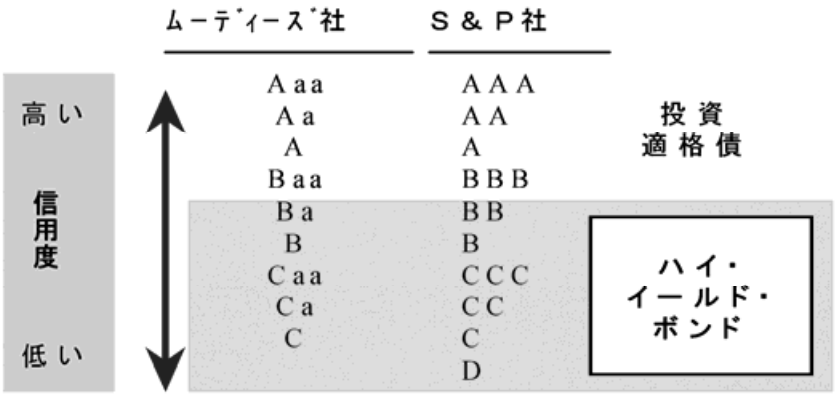

米国ハイ・イールド・ボンドの特色

①　米国国債に比較して、一般的に高利回りです。
②　米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。
③　債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。
④　米ドル建て債券ですので、為替動向の影響を受けます。

（２）【ファンドの沿革】

1998年４月１日　信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
2003年９月26日　ファミリーファンド方式による運用に変更
2005年２月28日　ファンドの決算日を年１回から毎月に変更
2007年１月４日　投資信託振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。

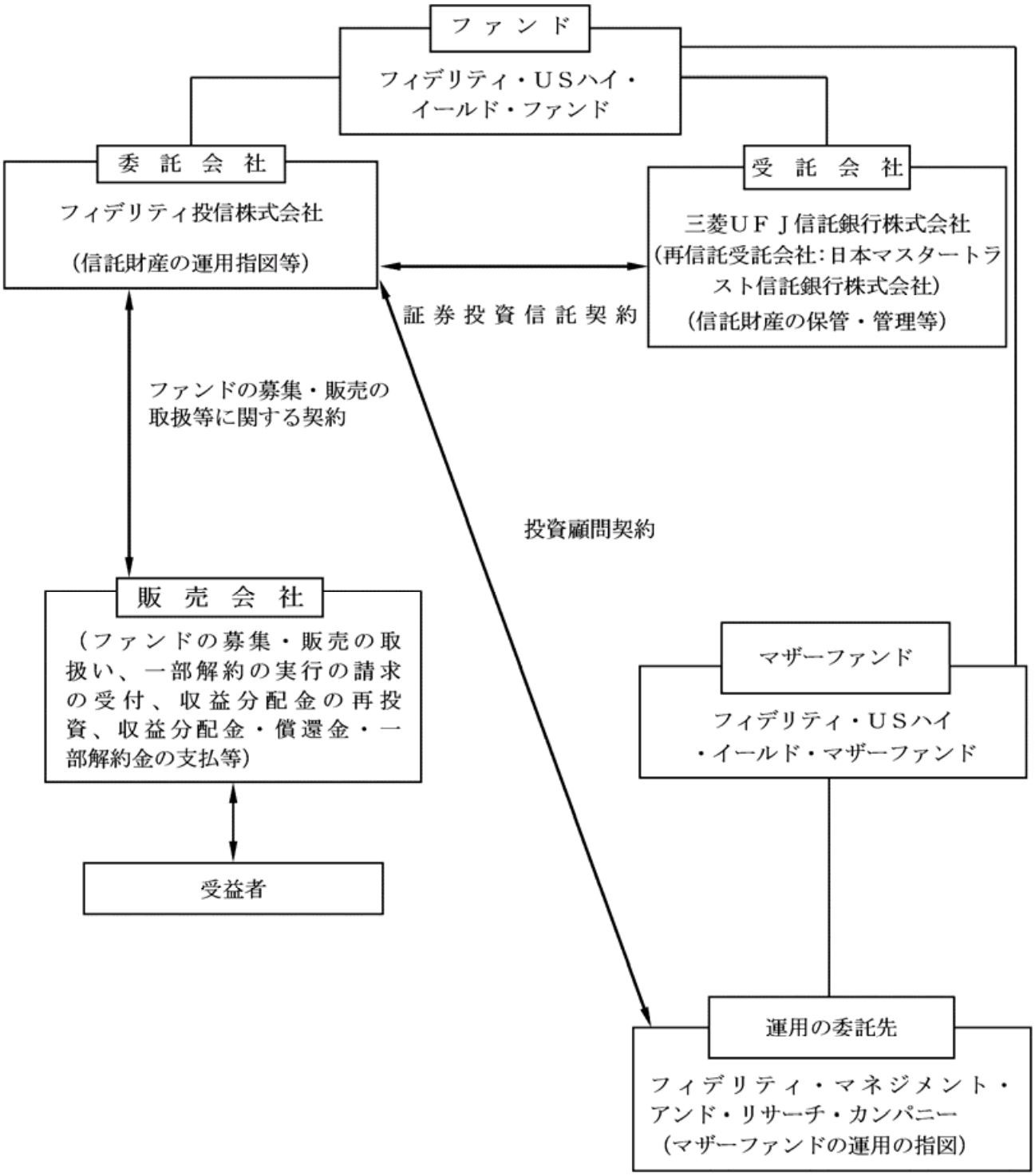

② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー
（所在地：米国）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co）は、北米の投資家向けの資産運用サービス、およびFMR LLCが提供するミューチュアル・ファンド商品群の運用を行なう事を目的に1946年に設立されました。株式、ハイ・イールド債券、債券、マネー・マーケット、オルタナティブを含む全ての主要資産クラスを対象とした運用を行なっています。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④　委託会社の概況（2016年６月末日現在）

(a) 資本金の額　　金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日　フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年２月20日　投資顧問業の登録
同年６月10日　投資一任業務の認可取得
1995年９月28日　社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日　投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年９月30日　金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目７番７号（2016年８月16日現在）	20,000	100

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　投資態度

(a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。

(b) 原則として、実質外貨建資産*の為替ヘッジは行ないません。

(c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

(e) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

(f) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

＊　「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

②　ファンドのベンチマーク＊1

ハイ・イールド・ボンドの代表的な指数であるバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス＊2(円換算)をベンチマーク（運用目標）とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげることを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

＊１　ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

＊２　バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは、メリルリンチ社が算出・公表するハイ・イールド・ボンド市場の動きを示す指数です。

③　運用方針

１．個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

２．高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。

３．原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

４．長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）ベンチマークの詳細については、前記「② ファンドのベンチマーク」をご参照ください。

運用にあたっては、上記１．－ ４．の方針で臨みますが、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「④ その他の投資対象」２．から６．に定めるものに限ります。）

３．約束手形

４．金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投資信託法」といいます。）施行規則第22条第１項第１号イからハまでに掲げるものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④　その他の投資対象

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
２．信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

３．信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
４．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
５．信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
６．信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
７．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
８．実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
９．信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

（３）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

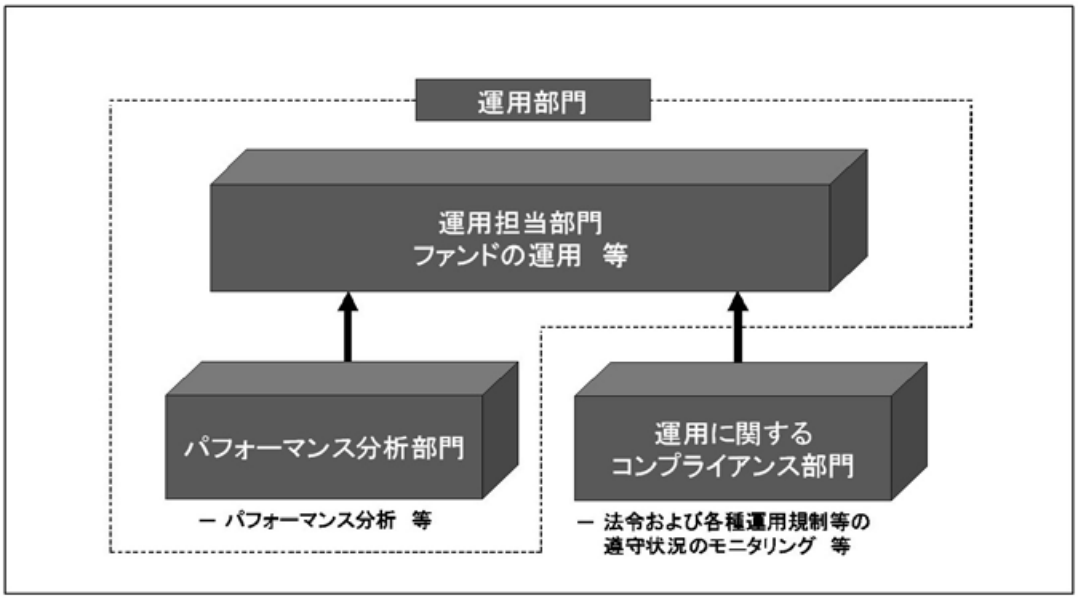

○　運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
○　運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。
○　パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
○　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成（８名程度）されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
※ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（参考）

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

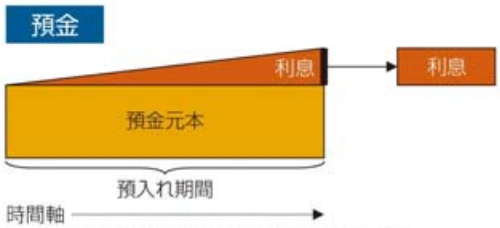

（注）預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。
預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

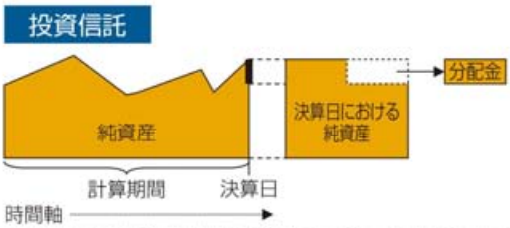

（注）投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子･配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合

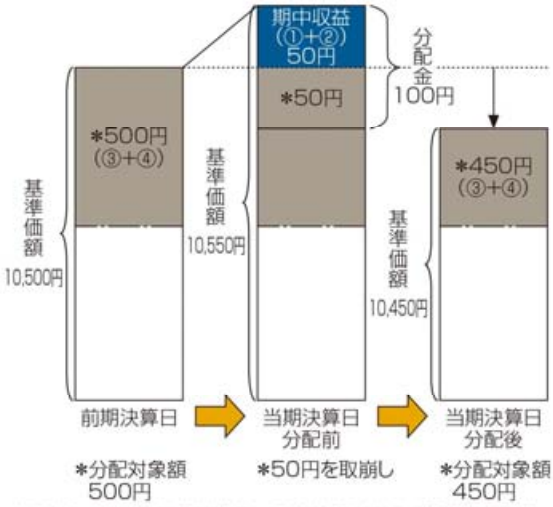

前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合

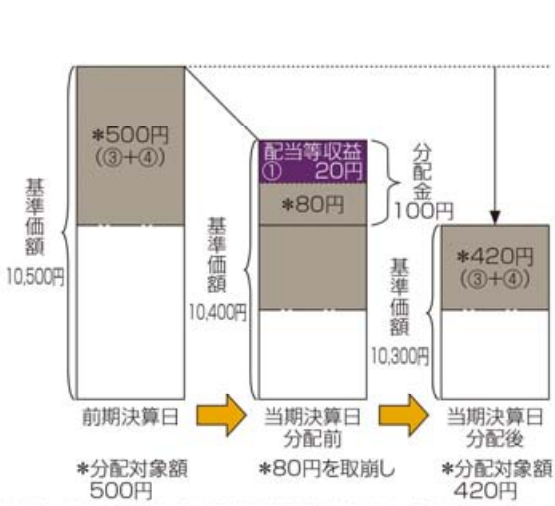

※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

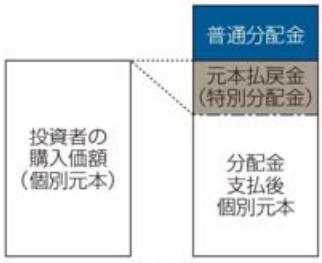

分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

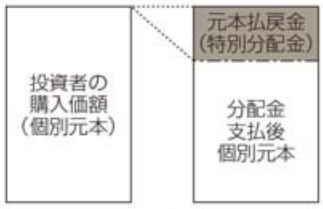

･「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
･「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
･「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。
分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
※普通分配金に対する課税については、後記「4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

② 利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① ファンドの信託約款に基づく投資制限

(a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

(b) ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合*には、制限を設けません。

(c) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

(d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

(e) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

(f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

(g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

(h) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

(i) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

(j) 信用取引の指図は、次の１．から６．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の１．から６．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(k) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(l) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(m) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」１．から４．に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」１．から４．に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(n) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(o) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(p) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(q) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(r) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(s) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(t) デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＊　上記（ｂ）から（ｉ）における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する（ｂ）から（ｉ）に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②　投資信託法および関係法令に基づく投資制限

(a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイ・イールド・ボンド」といいます。）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

①　ハイ・イールド・ボンドを中心に投資し、高水準の利息等収入の確保を図るとともに、値上り益の追求をめざします。

② Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（スタンダード＆プアーズ社）以下の格付けのハイ・イールド・ボンドに投資します。なお、一部、格付けを持たない有価証券にも投資します。また、一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドにも投資します。

③ 個別企業の信用分析と銘柄分散を基本とした運用を行ないます。

④ 組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

⑤ 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

⑦ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

⑧ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。

⑨ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

① ハイ・イールド・ボンドへの投資割合には制限を設けません。

② 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以内とします。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

＜金利変動リスク＞

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

＜為替変動リスク＞

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

■その他の変動要因

＜デリバティブ（派生商品）に関するリスク＞

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜エマージング市場に関わる留意点＞

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

＜ベンチマークに関する留意点＞

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞
解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。
＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2011年7月～2016年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※2011年7月～2016年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

[代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX(配当金込)	TOPIX(配当金込)とは株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出・公表する株価指数です。東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は3.24％＊（税抜　3.00％）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※　税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※　「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※　「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

①　信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.7064％（税抜 1.58％）の率を乗じて得た額とします。

②　上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率／税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.755％	0.725％	0.10％	1.58％

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③　委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※　税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①　ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
②　先物取引やオプション取引等に要する費用
③　外貨建資産の保管費用
④　借入金の利息
⑤　信託財産に関する租税
⑥　信託事務の処理に要する諸費用
⑦　受託会社の立替えた立替金の利息
⑧　その他、以下の諸費用

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および11月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※　上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

①　個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記　「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ｉ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ⅱ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、「ジュニアＮＩＳＡ」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2016年６月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（2016年６月30日現在）

資産の種類	国　名	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	767,073,579,330	100.04
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△316,746,834	△0.04
合計（純資産総額）		766,756,832,496	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

（2016年６月30日現在）

資産の種類	国　名	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	アメリカ	24,907,342,309	3.00
	オランダ	6,196,830,915	0.75
	アイルランド	3,521,777,273	0.42
	イスラエル	2,598,295,349	0.31
	ジャージィー	1,003,033,566	0.12
	南アフリカ	845,246,222	0.10
	小計	39,072,525,634	4.71
新株予約権証券	アメリカ	103,685,587	0.01
	小計	103,685,587	0.01
社債券	アメリカ	561,566,826,614	67.67
	ルクセンブルグ	39,225,922,999	4.73
	カナダ	30,713,289,983	3.70
	イギリス	14,115,614,651	1.70
	フランス	10,919,962,817	1.32
	オランダ	10,373,349,354	1.25
	オーストリア	9,362,245,611	1.13
	バミューダ	8,830,122,828	1.06
	アイルランド	7,048,195,575	0.85
	ケイマン諸島	6,354,344,325	0.77
	バルバドス	3,383,585,608	0.41
	マーシャル諸島	2,998,630,171	0.36
	ブラジル	2,121,597,706	0.26
	スウェーデン	2,109,655,000	0.25

	ドイツ	652,608,911	0.08
	オーストラリア	353,790,687	0.04
	バハマ	103,939,100	0.01
	小計	710,233,681,940	85.58
投資証券	アメリカ	1,651,429,083	0.20
	小計	1,651,429,083	0.20
預金・その他の資産（負債控除後）	－	78,813,615,723	9.50
合計（純資産総額）		829,874,937,967	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2016年６月30日現在）

資産の種類	国　名	時価合計 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引（買建）	日本	205,176,421	0.02
貸付債権	アメリカ	29,224,905,942	3.52

（注１）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
（注２）貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2016年６月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国　名	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額単価 （円）	評価額金額 （円）	投資比率 （%）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド	日本	318,949,513,235	2.4516	781,946,429,771	2.4050	767,073,579,330	100.04

種類別投資比率

（2016年６月30日現在）

種　類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

（2016年６月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資比率(%)
1	ALLY FINANCIAL 8% 11/01/31	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	116,515,000.00	12,091.92 14,088,906,413	11,834.65 13,789,142,447	8.000 2031/11/01	1.66
2	HCA INC 5.875% 3/15/22	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	103,976,000.00	11,140.00 11,582,934,198	11,140.01 11,582,934,198	5.875 2022/03/15	1.40
3	ENERGY FUT CO 11.75 3/22 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	90,807,624.67	11,783.19 10,700,039,463	12,066.20 10,957,027,310	0.000 2022/03/01	1.32
4	CITIGROUP 5.35% PERP	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	112,350,000.00	9,638.55 10,828,911,599	9,660.68 10,853,769,766	5.350 2049/12/31	1.31
5	SLM CORP MEDIUM 8.45% 6/15/18	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	86,590,000.00	11,101.41 9,612,716,330	11,127.14 9,634,993,773	8.450 2018/06/15	1.16
6	ALTICE SA 7.75% 05/15/22 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 ―	92,680,000.00	10,329.59 9,573,465,170	10,368.18 9,609,231,541	7.750 2022/05/15	1.16
7	APX GRP INC 8.75% 12/1/20 WI	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	89,935,000.00	9,364.81 8,422,241,873	9,493.45 8,537,932,009	8.750 2020/12/01	1.03
8	ILFC 8.625% 1/15/22	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	64,715,000.00	12,400.65 8,025,083,883	12,503.56 8,091,682,089	8.625 2022/01/15	0.98
9	SPRINT CAP GLBL 6.9% 5/01/19	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	80,666,000.00	9,493.44 7,657,984,360	9,879.36 7,969,284,537	6.900 2019/05/01	0.96
10	CHS/CMNTY HEALT 6.875% 2/01/22	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	78,700,000.00	8,837.45 6,955,077,158	8,966.03 7,056,268,561	6.875 2022/02/01	0.85
11	SPRINT COMMUNICATIONS 6% 11/15/22	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	82,915,000.00	7,600.41 6,301,882,947	7,969.04 6,607,530,900	6.000 2022/11/15	0.80
12	REYNOLDS GRP 6.875% 2/15/21 WI	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	56,810,000.00	10,664.04 6,058,246,094	10,599.73 6,021,706,613	6.875 2021/02/15	0.73
13	INTELSAT JACKSON 8% 02/24 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 ―	58,240,000.00	10,471.09 6,098,364,272	10,188.09 5,933,543,616	8.000 2024/02/15	0.71
14	ALLY FINL INC 7.5% 9/15/20 WI	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	50,991,000.00	11,628.83 5,929,656,705	11,564.51 5,896,859,931	7.500 2020/09/15	0.71
15	ALLY LLC MTN 8% 12/31/18	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	52,200,000.00	11,204.32 5,848,658,302	11,242.92 5,868,802,935	8.000 2018/12/31	0.71
16	JPMORGAN CHASE 5.15% PERP	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	58,180,000.00	10,029.60 5,835,226,283	10,020.86 5,830,137,075	5.150 2049/12/31	0.70
17	JBS INVTS 7.75% 10/28/20 144A	アメリカ・ドル オーストリア	社債券 ―	52,310,000.00	10,706.75 5,600,704,272	10,831.28 5,665,841,260	7.750 2020/10/28	0.68
18	DYNEGY INC 7.625% 11//24 W/I	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 ―	57,945,000.00	10,007.99 5,799,134,151	9,699.27 5,620,240,552	7.625 2024/11/01	0.68

19	PRIME SEC/FIN 9.25% 5/23 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	51,205,000.00	10,712.90 5,485,542,940	10,882.73 5,572,503,176	9.250 2023/05/15	0.67
20	LREATE ED INC9.25% 9/1/19 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	62,225,000.00	9,158.99 5,699,181,527	8,901.72 5,539,092,158	10.000 2019/09/01	0.67
21	BARCLAYS 7.625% 11/21/22	アメリカ・ドル イギリス	社債券 —	49,024,000.00	11,103.98 5,443,619,567	11,075.69 5,429,745,652	7.625 2022/11/21	0.65
22	NUMERICABLE 6.0% 05/15/22 144A	アメリカ・ドル フランス	社債券 —	53,905,000.00	10,200.95 5,498,824,118	9,982.27 5,380,942,643	6.000 2022/05/15	0.65
23	SLM CORP 5.5% 12/31/23	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	60,681,000.00	8,875.98 5,386,037,974	8,850.26 5,370,426,270	5.500 2023/01/25	0.65
24	ROYAL BK SCTLND 5.125% 5/28/24	アメリカ・ドル イギリス	社債券 —	53,110,000.00	9,993.07 5,307,322,424	10,014.89 5,318,909,390	5.125 2024/05/28	0.64
25	NEPTUNE 10.125% 01/15/23 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	45,515,000.00	11,397.28 5,187,473,129	11,500.19 5,234,312,616	10.125 2023/01/15	0.63
26	ALTICE FING 6.5% 01/15/22 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	49,045,000.00	10,381.04 5,091,384,133	10,316.73 5,059,839,002	6.500 2022/01/15	0.61
27	DYNEGY INC 7.375% 11/22 W/I	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	51,065,000.00	10,085.18 5,149,997,167	9,905.09 5,058,032,931	7.375 2022/11/01	0.61
28	VRX ESCROW 5.875% 5/23 144A	アメリカ・ドル カナダ	社債券 —	60,910,000.00	8,577.54 5,224,584,791	8,284.26 5,045,939,720	5.875 2023/05/15	0.61
29	MHGE PRN/FN PIK 8.5% 8/19 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	48,370,000.00	10,432.50 5,046,200,854	10,393.91 5,027,534,267	9.250 2019/08/01	0.61
30	ENERGY FUT CO 11% 10/01/21	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	42,447,506.45	11,474.46 4,870,624,265	11,834.65 5,023,513,818	0.000 2021/10/01	0.61

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

（2016年６月30日現在）

種　類	国内／外国	業種／種別	投資比率（%）
株式	外国	工業部品	0.06
		エネルギー	0.31
		素材	0.37
		資本財	0.39
		商業・専門サービス	0.02
		自動車・自動車部品	0.39
		消費者サービス	0.30
		メディア	0.08
		ヘルスケア機器・サービス	0.71
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.42
		銀行	0.36
		各種金融	0.40
		ソフトウェア・サービス	0.01
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	0.17
		電気通信サービス	0.01
		公益事業	0.42
		半導体・半導体製造装置	0.28
	小計		4.71
新株予約権証券	外国	－	0.01
	小計		0.01
公社債券	外国	社債券	85.58
	小計		85.58
投資証券	外国	－	0.20
	小計		0.20
合計（対純資産総額比）			90.50

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

（2016年６月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	1,993,939	204,937,149	205,176,421	0.02
貸付債権	アメリカ・ドル	－	311,831,068.52	29,145,693,296	29,224,905,942	3.52

（注１）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。
（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。
（注３）貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2016年６月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
2006年11月22日 （第４特定期間）	81,619	82,095	1.1151	1.1216
2007年５月22日 （第５特定期間）	78,390	78,825	1.1719	1.1784
2007年11月22日 （第６特定期間）	61,117	61,720	0.9625	0.9720
2008年５月22日 （第７特定期間）	62,538	63,209	0.8849	0.8944
2008年11月25日 （第８特定期間）	48,080	48,919	0.5441	0.5536
2009年５月22日 （第９特定期間）	77,819	78,904	0.6095	0.6180
2009年11月24日 （第10特定期間）	156,634	158,713	0.6405	0.6490
2010年５月24日 （第11特定期間）	282,271	286,067	0.6320	0.6405
2010年11月22日 （第12特定期間）	384,188	389,669	0.5958	0.6043
2011年５月23日 （第13特定期間）	631,341	639,034	0.5745	0.5815
2011年11月22日 （第14特定期間）	462,373	469,323	0.4656	0.4726
2012年５月22日 （第15特定期間）	454,839	461,497	0.4782	0.4852
2012年11月22日 （第16特定期間）	445,728	452,208	0.4815	0.4885
2013年５月22日 （第17特定期間）	782,534	791,661	0.6001	0.6071
2013年11月22日 （第18特定期間）	1,062,525	1,076,226	0.5429	0.5499
2014年５月22日 （第19特定期間）	1,257,154	1,273,899	0.5255	0.5325
2014年11月25日 （第20特定期間）	1,278,775	1,294,616	0.5651	0.5721
2015年５月22日 （第21特定期間）	1,167,753	1,182,604	0.5504	0.5574
2015年11月24日 （第22特定期間）	1,036,492	1,051,404	0.4866	0.4936
2016年５月23日	821,300	835,546	0.4036	0.4106

（第23特定期間）				
2015年６月末日	1,143,472	－	0.5409	－
2015年７月末日	1,143,127	－	0.5388	－
2015年８月末日	1,084,945	－	0.5109	－
2015年９月末日	1,029,501	－	0.4838	－
2015年10月末日	1,053,735	－	0.4949	－
2015年11月末日	1,038,508	－	0.4867	－
2015年12月末日	955,287	－	0.4583	－
2016年１月末日	906,585	－	0.4420	－
2016年２月末日	830,193	－	0.4078	－
2016年３月末日	841,645	－	0.4146	－
2016年４月末日	835,784	－	0.4113	－
2016年５月末日	838,435	－	0.4115	－
2016年６月末日	766,756	－	0.3748	－

②【分配の推移】

期	１口当たりの分配金(円)
第４特定期間（第23期～第28期計算期間合計）	0.0390
第５特定期間（第29期～第34期計算期間合計）	0.0390
第６特定期間（第35期～第40期計算期間合計）	0.0420
第７特定期間（第41期～第46期計算期間合計）	0.0570
第８特定期間（第47期～第52期計算期間合計）	0.0570
第９特定期間（第53期～第58期計算期間合計）	0.0540
第10特定期間（第59期～第64期計算期間合計）	0.0510
第11特定期間（第65期～第70期計算期間合計）	0.0510
第12特定期間（第71期～第76期計算期間合計）	0.0510
第13特定期間（第77期～第82期計算期間合計）	0.0495
第14特定期間（第83期～第88期計算期間合計）	0.0420
第15特定期間（第89期～第94期計算期間合計）	0.0420
第16特定期間（第95期～第100期計算期間合計）	0.0420
第17特定期間（第101期～第106期計算期間合計）	0.0420
第18特定期間（第107期～第112期計算期間合計）	0.0420
第19特定期間（第113期～第118期計算期間合計）	0.0420
第20特定期間（第119期～第124期計算期間合計）	0.0420
第21特定期間（第125期～第130期計算期間合計）	0.0420
第22特定期間（第131期～第136期計算期間合計）	0.0420
第23特定期間（第137期～第142期計算期間合計）	0.0420

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第４特定期間（第23期～第28期計算期間合計）	9.9
第５特定期間（第29期～第34期計算期間合計）	8.6
第６特定期間（第35期～第40期計算期間合計）	△14.3
第７特定期間（第41期～第46期計算期間合計）	△2.1
第８特定期間（第47期～第52期計算期間合計）	△32.1
第９特定期間（第53期～第58期計算期間合計）	21.9
第10特定期間（第59期～第64期計算期間合計）	13.5
第11特定期間（第65期～第70期計算期間合計）	6.6
第12特定期間（第71期～第76期計算期間合計）	2.3
第13特定期間（第77期～第82期計算期間合計）	4.7
第14特定期間（第83期～第88期計算期間合計）	△11.6
第15特定期間（第89期～第94期計算期間合計）	11.7
第16特定期間（第95期～第100期計算期間合計）	9.5
第17特定期間（第101期～第106期計算期間合計）	33.4
第18特定期間（第107期～第112期計算期間合計）	△2.5
第19特定期間（第113期～第118期計算期間合計）	4.5
第20特定期間（第119期～第124期計算期間合計）	15.5
第21特定期間（第125期～第130期計算期間合計）	4.8
第22特定期間（第131期～第136期計算期間合計）	△4.0
第23特定期間（第137期～第142期計算期間合計）	△8.4

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第４特定期間 （2006年５月23日～2006年11月22日）	16,588,418,924	7,768,681,372	73,196,386,738
第５特定期間 （2006年11月23日～2007年５月22日）	8,532,579,064	14,838,980,573	66,889,985,229
第６特定期間 （2007年５月23日～2007年11月22日）	4,826,576,206	8,219,024,837	63,497,536,598
第７特定期間 （2007年11月23日～2008年５月22日）	15,173,519,106	7,999,868,864	70,671,186,840
第８特定期間 （2008年５月23日～2008年11月25日）	26,016,769,524	8,317,368,203	88,370,588,161
第９特定期間 （2008年11月26日～2009年５月22日）	45,863,250,894	6,560,227,674	127,673,611,381
第10特定期間 （2009年５月23日～2009年11月24日）	137,219,413,628	20,353,710,739	244,539,314,270
第11特定期間 （2009年11月25日～2010年５月24日）	246,529,965,686	44,450,645,477	446,618,634,479
第12特定期間 （2010年５月25日～2010年11月22日）	241,156,816,474	42,954,598,348	644,820,852,605
第13特定期間 （2010年11月23日～2011年５月23日）	531,864,217,833	77,662,459,109	1,099,022,611,329
第14特定期間 （2011年５月24日～2011年11月22日）	143,108,047,526	249,144,151,419	992,986,507,436
第15特定期間 （2011年11月23日～2012年５月22日）	147,120,277,790	188,982,170,425	951,124,614,801
第16特定期間 （2012年５月23日～2012年11月22日）	139,476,286,412	164,940,003,639	925,660,897,574
第17特定期間 （2012年11月23日～2013年５月22日）	647,001,231,044	268,701,675,570	1,303,960,453,048
第18特定期間 （2013年５月23日～2013年11月22日）	881,557,016,214	228,273,593,055	1,957,243,876,207
第19特定期間 （2013年11月23日～2014年５月22日）	826,259,402,555	391,378,412,332	2,392,124,866,430
第20特定期間 （2014年５月23日～2014年11月25日）	507,253,208,668	636,487,275,924	2,262,890,799,174
第21特定期間 （2014年11月26日～2015年５月22日）	327,810,616,892	469,025,369,868	2,121,676,046,198
第22特定期間 （2015年５月23日～2015年11月24日）	302,980,254,448	294,445,401,205	2,130,210,899,441
第23特定期間 （2015年11月25日～2016年５月23日）	210,078,726,578	305,108,865,627	2,035,180,760,392

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

＜参考情報＞

（2016年6月30日現在）

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移

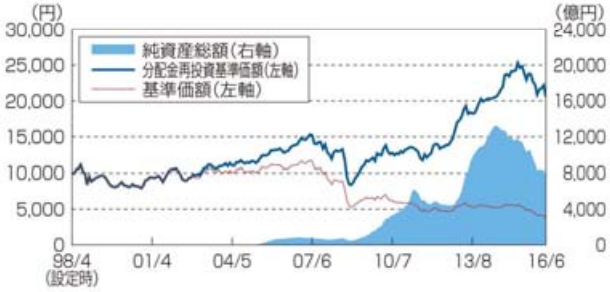

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。

基準価額	3,748円
純資産総額	7,667.6億円

分配の推移

決算期	分配金（1万口当たり／税引前）
2016年2月	70円
2016年3月	70円
2016年4月	70円
2016年5月	70円
2016年6月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	11,190円

主要な資産の状況（マザーファンド）

組入上位10銘柄

	銘柄	クーポン	償還日	業種	格付	比率
1	アリー　LLC	8%	2031/11/01	自動車ローン	BB/Ba	1.7%
2	HCAホールディングス・インク	5.875%	2022/03/15	健康サービス	BBB/Baa	1.4%
3	エナジー・フューチャー	11.75%	2022/03/01	公益	格付なし	1.3%
4	シティグループ	5.35%	2049/12/31	金融／投資	BB/Ba	1.3%
5	SLM	8.45%	2018/06/15	金融／投資	BB/Ba	1.2%
6	アルティス	7.75%	2022/05/15	メディアー放送	B	1.2%
7	APXグループ	8.75%	2020/12/01	支援ーサービス	CCC/Caa	1.0%
8	インターナショナル・リース・ファイナンス	8.625%	2022/01/15	金融／投資	BBB/Baa	1.0%
9	スプリント・キャピタル・コーポレーション	6.9%	2019/05/01	通信	B	1.0%
10	コミュニティー・ヘルス・システムズ	6.875%	2022/02/01	健康サービス	B	0.9%

資産別組入状況

債券等	89.0%
新株予約権付社債（転換社債）	0.1%
株式	4.7%
新株予約権証券（ワラント）	0.0%
投資証券	0.2%
現金・その他	6.0%

格付別組入状況（対投資債券比率）

A以上	－
BBB/Baa	6.0%
BB/Ba	40.0%
B	36.3%
CCC/Caa	13.6%
CC/Ca以下	1.1%
格付なし	3.1%

組入上位5業種（対投資資産比率）

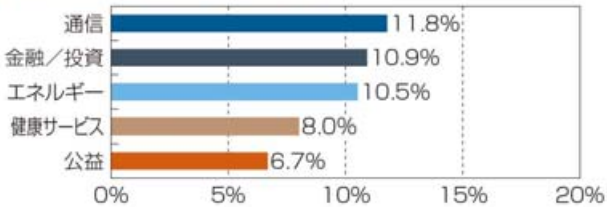

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※クーポンは、銘柄属性として発行時に定められたものを表示しております。
※2049/12/31は、永久債を表示しております。
※格付は、スタンダード&プアーズ社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、スタンダード&プアーズ社の格付を優先して採用しています。
（「プラス／マイナス」の符号は省略しています。）なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。
※債券等には、金銭債権が含まれます。

年間収益率の推移

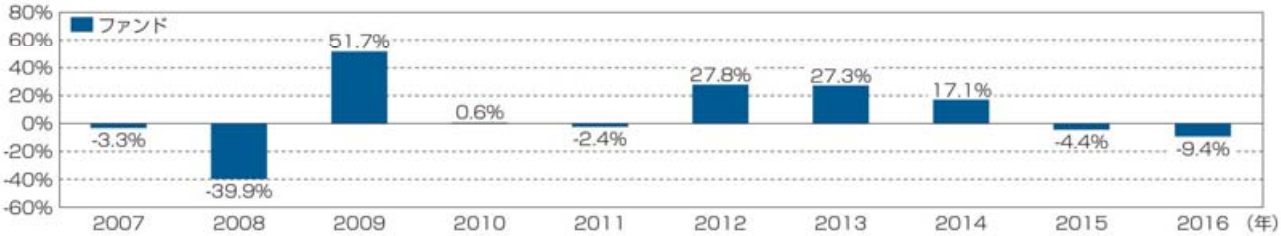

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2016年は年初以降6月末までの実績となります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。）取得申込みの受付は、原則として午後３時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.24％（税抜 3.00％）を超えないものとします。

※　税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して５営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。
受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日を除きます。）一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
法人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件５億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

※　換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。
受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※ 主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：http://www.fidelity.co.jp/fij/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ＵＳハイ」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他　（ａ）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎月23日から翌月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

１．委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50％を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が１ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

２．委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50％を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50％を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前２段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（http://www.fidelity.co.jp/fij/）に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「（ｂ）信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して５営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

なお、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第３【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第23特定期間（平成27年11月25日から平成28年５月23日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年７月６日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンドの平成27年11月25日から平成28年５月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンドの平成28年５月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

【フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22特定期間 平成27年11月24日現在	第23特定期間 平成28年５月23日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,439,860,098	986,890,662
親投資信託受益証券	1,034,699,157,277	819,657,040,612
未収入金	18,380,393,272	17,109,266,800
流動資産合計	1,055,519,410,647	837,753,198,074
資産合計	1,055,519,410,647	837,753,198,074
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,911,476,296	14,246,265,322
未払解約金	2,469,404,599	986,890,662
未払受託者報酬	102,831,014	75,854,033
未払委託者報酬	1,521,899,130	1,122,639,739
その他未払費用	21,270,588	21,067,427
流動負債合計	19,026,881,627	16,452,717,183
負債合計	19,026,881,627	16,452,717,183
純資産の部		
元本等		
元本	2,130,210,899,441	2,035,180,760,392
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,093,718,370,421	△1,213,880,279,501
（分配準備積立金）	118,622,357,511	102,362,303,421
元本等合計	1,036,492,529,020	821,300,480,891
純資産合計	1,036,492,529,020	821,300,480,891
負債純資産合計	1,055,519,410,647	837,753,198,074

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22特定期間 自 平成27年５月23日 至 平成27年11月24日	第23特定期間 自 平成27年11月25日 至 平成28年５月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	△36,499,971,323	△79,011,257,177
その他収益	1,171	－
営業収益合計	△36,499,970,152	△79,011,257,177
営業費用		
受託者報酬	608,279,595	472,503,589
委託者報酬	9,002,538,554	6,993,053,601
その他費用	21,270,588	21,067,427
営業費用合計	9,632,088,737	7,486,624,617
営業利益又は営業損失（△）	△46,132,058,889	△86,497,881,794
経常利益又は経常損失（△）	△46,132,058,889	△86,497,881,794
当期純利益又は当期純損失（△）	△46,132,058,889	△86,497,881,794
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	390,818,241	△1,112,069,849
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△953,923,039,862	△1,093,718,370,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,321,484,013	169,696,476,423
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,321,484,013	169,696,476,423
剰余金減少額又は欠損金増加額	143,511,812,546	118,492,413,297
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	143,511,812,546	118,492,413,297
分配金	89,082,124,896	85,980,160,261
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,093,718,370,421	△1,213,880,279,501

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末日、翌日および当期末日が休日のため、平成27年11月25日から平成28年５月23日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第22特定期間 平成27年11月24日現在	第23特定期間 平成28年５月23日現在
１．元本の推移		
期首元本額	2,121,676,046,198 円	2,130,210,899,441 円
期中追加設定元本額	302,980,254,448 円	210,078,726,578 円
期中一部解約元本額	294,445,401,205 円	305,108,865,627 円
２．受益権の総数	2,130,210,899,441 口	2,035,180,760,392 口
３．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	1,093,718,370,421 円	1,213,880,279,501 円
４．１口当たり純資産額	0.4866 円	0.4036 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22特定期間 自　平成27年５月23日 至　平成27年11月24日	第23特定期間 自　平成27年11月25日 至　平成28年５月23日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
２．分配金の計算過程 （平成27年５月23日から平成27年６月22日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,619,476,301円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（1,268,096,958円）、信託約款に規定される収益調整金（396,977,784,041円）及び分配準備積立金（131,674,664,074円）より分配対象収益は534,540,021,374円（１口当たり0.253212円）であり、うち14,777,268,639円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。	２．分配金の計算過程 （平成27年11月25日から平成27年12月22日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,663,628,874円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（351,300,330,924円）及び分配準備積立金（114,082,076,411円）より分配対象収益は469,046,036,209円（１口当たり0.223176円）であり、うち14,711,836,067円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成27年６月23日から平成27年７月22日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,045,951,134円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（392,892,521,226円）及び分配準備積立金（128,574,447,575円）より分配対象収益は525,512,919,935円（１口当たり0.248148円）であり、うち14,824,167,375円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成27年７月23日から平成27年８月24日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,484,766,803円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（385,766,664,292円）及び分配準備積立金（125,586,684,483円）より分配対象収益は515,838,115,578円（１口当たり0.243290円）であり、うち14,841,812,888円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成27年８月25日から平成27年９月24日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,010,681,800円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（378,441,836,364円）及び分配準備積立金（122,871,696,899円）より分配対象収益は505,324,215,063円（１口当たり0.238201円）であり、うち14,849,913,181円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成27年９月25日から平成27年10月22日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,541,824,754円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（370,426,927,008円）及び分配準備積立金（平成27年12月23日から平成28年１月22日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,818,197,396円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（334,649,486,397円）及び分配準備積立金（109,874,878,393円）より分配対象収益は448,342,562,186円（１口当たり0.218054円）であり、うち14,392,767,388円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成28年１月23日から平成28年２月22日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,647,530,795円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（322,199,077,637円）及び分配準備積立金（107,300,241,290円）より分配対象収益は433,146,849,722円（１口当たり0.212865円）であり、うち14,243,876,174円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成28年２月23日から平成28年３月22日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,530,913,427円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（311,956,474,086円）及び分配準備積立金（105,328,708,463円）より分配対象収益は421,816,095,976円（１口当たり0.208121円）であり、うち14,187,509,319円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（平成28年３月23日から平成28年４月22日までの分配金計算期間）
　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,221,214,647円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（304,438,037,519円）及び分配準備積立金

（120,978,943,135円）より分配対象収益は494,947,694,897円（１口当たり0.232878円）であり、うち14,877,486,517円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。 （平成27年10月23日から平成27年11月24日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（5,277,030,848円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（362,623,128,384円）及び分配準備積立金（118,622,357,511円）より分配対象収益は486,522,516,743円（１口当たり0.228392円）であり、うち14,911,476,296円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。	（103,530,097,647円）より分配対象収益は411,189,349,813円（１口当たり0.202729円）であり、うち14,197,905,991円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。 （平成28年４月23日から平成28年５月23日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,683,897,811円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（296,021,382,643円）及び分配準備積立金（102,362,303,421円）より分配対象収益は402,067,583,875円（１口当たり0.197559円）であり、うち14,246,265,322円（１口当たり0.007000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	第22特定期間 平成27年11月24日現在	第23特定期間 平成28年５月23日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,741,177,059	5,342,370,423
合　計	10,741,177,059	5,342,370,423

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド	322,763,158,343	819,657,040,612	
親投資信託受益証券　合計		322,763,158,343	819,657,040,612	
合計		322,763,158,343	819,657,040,612	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	平成27年11月24日現在	平成28年５月23日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	25,133,098,312	40,492,516,813
金銭信託	19,409,259,191	240,942,539
株式	53,911,444,307	43,946,106,482
新株予約権証券	188,780,353	128,041,723
社債券	959,650,647,550	769,682,006,997
投資証券	2,274,260,545	1,604,585,182
貸付債権	50,966,623,464	36,568,722,393
派生商品評価勘定	14,623	33,310
未収入金	5,564,506,527	7,245,113,735
未収配当金	89,385,738	128,222,959
未収利息	15,963,053,654	12,911,137,961
前払費用	407,083,085	395,368,921
流動資産合計	1,133,558,157,349	913,342,799,015
資産合計	1,133,558,157,349	913,342,799,015
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,957,449	140,766,683
未払金	10,958,088,357	9,849,702,291
未払解約金	19,068,642,029	17,662,558,213
その他未払費用	－	41,419
流動負債合計	30,028,687,835	27,653,068,606
負債合計	30,028,687,835	27,653,068,606
純資産の部		
元本等		
元本	401,676,954,430	348,762,836,870
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	701,852,515,084	536,926,893,539
元本等合計	1,103,529,469,514	885,689,730,409
純資産合計	1,103,529,469,514	885,689,730,409
負債純資産合計	1,133,558,157,349	913,342,799,015

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式、新株予約権証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．貸付債権の評価基準及び評価方法	貸付債権 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
３．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	平成27年11月24日現在	平成28年５月23日現在
１．元本の推移		
期首元本額	430,444,468,847 円	401,676,954,430 円
期中追加設定元本額	21,156,161,677 円	12,407,729,275 円
期中一部解約元本額	49,923,676,094 円	65,321,846,835 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	376,624,015,316 円	322,763,158,343 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（資産成長型）	6,399,533,694 円	6,948,161,820 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）	18,577,349,891 円	18,986,185,135 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	76,055,529 円	65,331,572 円
計	401,676,954,430 円	348,762,836,870 円
３．受益権の総数	401,676,954,430 口	348,762,836,870 口
４．１口当たり純資産額	2.7473 円	2.5395 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）貸付債権 重要な会計方針に係る事項に関する注記「貸付債権の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （４）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	平成27年11月24日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	平成28年５月23日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△4,382,443,677	△1,849,141,844
新株予約権証券	3,000,596	△40,688,303
社債券	△75,723,346,318	1,614,423,561
投資証券	△362,236,364	△428,126,571
合　計	△80,465,025,763	△703,533,157

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	平成27年11月24日 現在				平成28年５月23日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	80,556,153	－	80,562,490	△6,337	17,636,794,588	－	17,777,561,271	△140,766,683
アメリカ・ドル	80,556,153	－	80,562,490	△6,337	17,636,794,588	－	17,777,561,271	△140,766,683
買建	421,173,315	－	419,236,826	△1,936,489	215,136,940	－	215,170,250	33,310
アメリカ・ドル	421,173,315	－	419,236,826	△1,936,489	215,136,940	－	215,170,250	33,310
合計	501,729,468	－	499,799,316	△1,942,826	17,851,931,528	－	17,992,731,521	△140,733,373

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
アメリカ・ドル	CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP	13,508	9.69	130,892.52	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	21,328	11.65	248,471.20	
	WILLIAMS COMPANIES INC	207,400	22.15	4,593,910.00	
	UNITED RENTALS INC	220,900	65.27	14,418,143.00	
	BANK OF AMERICA CORPORATION	952,600	14.52	13,831,752.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD SPON ADR	458,852	14.46	6,634,999.92	
	WHITING PETROLEUM CORP	1,636,363	11.26	18,425,447.38	
	GENERAL MOTORS CO	756,601	30.57	23,129,292.57	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	291,609	88.39	25,775,319.51	
	HCA HLDGS INC	418,900	77.12	32,305,568.00	
	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	155,326	66.76	10,369,563.76	
	MOTORS LIQ CO GUC TR	116,980	11.70	1,368,666.00	
	AXIALL CORP	223,000	22.29	4,970,670.00	
	ARAMARK	735,800	32.31	23,773,698.00	
	WP ROCKET HOLDINGS	30,603,640	0.06	1,836,218.40	
	TRINSEO SA	184,575	43.92	8,106,534.00	
	CDW CORPORATION	350,000	42.69	14,941,500.00	
	LEGEND ACQUISITION (BANKRUPTCY)	63,347	13.50	855,184.50	
	SOUTHWESTERN EN B PC 6.25 1/18	243,200	28.43	6,914,176.00	
	ALLERGAN PLC 5.5% PC A 3/1/18	41,100	827.00	33,989,700.00	
	NRG YIELD INC CL C	849,100	15.16	12,872,356.00	
	CHASSIX HLDGS INC (UC HOLDING)	143,715	31.50	4,527,022.50	
	TEVA PHARMA LTD PC 7% 12/15/18	30,310	867.30	26,287,863.00	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC A	28,585	233.11	6,663,449.35	
	BROADVIEW NETWRKS HLDS INC P/P	844,675	1.55	1,309,246.25	
	AERCAP HOLDINGS NV	500,000	37.29	18,645,000.00	
	CIT GROUP INC	528,300	32.49	17,164,467.00	
	LYONDELLBASELL INDS CLASS A	280,600	80.44	22,571,464.00	

	GMAC CAP 8.125% PFD 2 PERP	1,255,066	24.95	31,313,896.70	
	WELLS FARGO 5.85 PFD PERP	389,350	26.47	10,306,094.50	
	WARRIOR MET COAL CL A UNITS PP	7,151	259.16	1,853,253.16	
	RED ROCK RESORT INC (180D LOCK)	1,786	17.38	31,054.96	
アメリカ・ドル　小計		42,553,667		400,164,874.18 (43,946,106,482)	
合計		42,553,667		43,946,106,482 (43,946,106,482)	

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	アメリカ・ドル	GENERAL MTRS CO 7/10/16 WT	34,887.00	723,556.38	
		GENERAL MTRS CO 7/10/19 WT	34,887.00	442,367.16	
		LEGEND ACQUISITION (BANKRUPTCY)	83,543.00	－	
		LEGEND ACQUISITION (BANKRUPTCY)	110,167.00	－	
	アメリカ・ドル　小計		263,484.00	1,165,923.54 (128,041,723)	
新株予約権証券　合計				128,041,723 (128,041,723)	
社債券	アメリカ・ドル	24 HOUR HLD III 8% 6/1/22 144A	5,495,000.00	4,162,462.50	
		ACADIA HEALTHCARE 5.625% 02/23	5,330,000.00	5,356,650.00	
		ACTIVISION 6.125% 9/15/23 144A	5,285,000.00	5,773,862.50	
		ADT CORP 6.25% 10/15/2021 WI	10,665,000.00	11,038,275.00	
		AERCAP IR/GLBL 5% 10/21 W/I	16,385,000.00	17,122,325.00	
		AERCAP IRELAND 4.5% 05/21 W/I	25,020,000.00	25,645,500.00	
		AIRCASTLE LTD 5.125% 03/15/21	11,300,000.00	11,921,500.00	
		ALLY 8% GLOBAL	34,804,000.00	41,416,760.00	
		ALLY FINANCIAL 8% 11/01/31	116,515,000.00	136,905,125.00	
		ALLY FINL INC 3ML+268 7/18/16	13,000,000.00	13,026,130.00	
		ALLY FINL INC 4.625% 5/19/22	9,985,000.00	10,159,737.50	
		ALLY FINL INC 5.75% 11/20/2025	17,710,000.00	17,754,275.00	
		ALLY FINL INC 7.5% 9/15/20 WI	50,991,000.00	57,619,830.00	

		ALLY LLC MTN 8% 12/31/18	52,200,000.00	56,832,750.00	
		ALPHA NAT RES I 9.75% 4/15/18	6,605,000.00	49,537.50	
		ALTICE FINCO 8.125% 01/24 144A	2,960,000.00	2,908,200.00	
		ALTICE FING 6.5% 01/15/22 144A	49,045,000.00	49,474,143.75	
		ALTICE FING 6.625% 2/23 144A	20,540,000.00	20,355,140.00	
		ALTICE FING SA 7.5% 05/26 144A	17,590,000.00	17,414,100.00	
		ALTICE SA 7.625% 2/15/25 144A	34,390,000.00	33,573,237.50	
		ALTICE SA 7.75% 05/15/22 144A	92,680,000.00	93,027,550.00	
		ALTICE US FIN 7.75% 7/25 144A	12,185,000.00	12,459,162.50	
		ALTICE US II 7.75% 7/25 144A	10,945,000.00	11,218,625.00	
		AMAG PHARMA 7.875% 9/23 144A	8,455,000.00	7,334,712.50	
		AMER ENERGY 3ML+650 8/19 144A	13,505,000.00	6,887,550.00	
		AMER ENERGY 7.125% 11/21 144A	11,245,000.00	5,734,950.00	
		AMER ENERGY 7.375% 11/21 144A	15,060,000.00	7,605,300.00	
		AMERICAN TIRE 10.25% 3/22 144A	16,620,000.00	14,293,200.00	
		AMERIGAS PTR LP 6.5% 5/20/21	8,269,000.00	8,475,725.00	
		ANNA MRGR SUB 7.75% 10/22 144A	28,955,000.00	27,796,800.00	
		ANTERO RES CORP 5.625% 6/01/23	12,650,000.00	12,270,500.00	
		ANTERO RES CRP 5.125% 12/22 WI	22,580,000.00	21,394,550.00	
		ANTERO RES FIN 6% 12/1/20 WI	3,940,000.00	3,920,300.00	
		ANTERO RS FN 5.375% 11/21 WI	9,260,000.00	8,866,450.00	
		APX GROUP 7.875% 12/01/22 144A	41,920,000.00	42,234,400.00	
		APX GRP INC 6.375% 12/1/19 WI	35,470,000.00	35,381,325.00	
		APX GRP INC 8.75% 12/1/20 WI	89,935,000.00	81,840,850.00	
		ARDAGH / HLDGS 6.25% 1/19 144A	6,425,000.00	6,521,375.00	
		ARDAGH 8.625% PIK 6/15/19 144A	10,171,236.00	10,041,349.30	
		ARDAGH FN/HLD 9.125 10/20 144A	3,460,000.00	3,631,616.00	

		ARDAGH PACK 7% 11/15/20 144A	2,867,647.16	2,795,955.97	
		ARDAGH PKG FIN 7.25% 5/24 144	16,335,000.00	16,498,350.00	
		ARDAGH PKG PLC 9.125 10/20 144	13,200,000.00	13,854,720.00	
		B&G FOODS INC 4.625% 6/01/21	7,970,000.00	8,029,775.00	
		BANK OF AMER MTN 7.625 6/1/19	67,000.00	77,241.62	
		BANK OF AMERICA 5.2% PERP	29,640,000.00	27,488,136.00	
		BANK OF AMERICA 6.1% VAR PERP	12,630,000.00	12,772,087.50	
		BARCLAYS 7.625% 11/21/22	49,024,000.00	52,896,896.00	
		BEAZER HOMES 7.25% 2/1/23 WI	3,640,000.00	3,003,000.00	
		BLUE COAT HLD 8.375% 6/23 144A	52,260,000.00	55,395,600.00	
		BLUE CUBE 10% 10/15/25 144A	6,070,000.00	7,041,200.00	
		BLUELINE RENTAL 7% 2/19 144A	4,410,000.00	3,660,300.00	
		BLUESCOPE STL 7.125% 5/18 144A	1,400,000.00	1,442,000.00	
		BLUESCPE STL/FN 6.5% 5/21 144A	2,810,000.00	2,873,225.00	
		BMC SOFTWARE 8.125% 7/21 144A	31,545,000.00	21,292,875.00	
		BMC SOFTWARE INC 7.25 6/1/18	9,780,000.00	8,606,400.00	
		BOISE CASCAD CO 6.375% 11/1/20	1,690,000.00	1,698,450.00	
		BOXER PARENT 9% PIK 10/19 144A	23,385,000.00	15,551,025.00	
		BROADVIEW NETWR 10.5% 11/15/17	12,995,000.00	11,403,112.50	
		BROOKFIELD RES 6.125 7/22 144A	5,470,000.00	5,182,825.00	
		BROOKFIELD RESIDENTL PPTYS INC	2,925,000.00	2,939,625.00	
		C&S GRP EN 5.375% 7/15/22 144A	30,855,000.00	29,466,525.00	
		CA LLC/INC 9.375% 5/1/22 W/I	46,860,000.00	41,705,400.00	
		CABLE ONE INC 5.75% 06/22 144A	6,530,000.00	6,660,600.00	
		CAESARS ENT RESOR 11% 10/21 WI	36,890,000.00	34,861,050.00	
		CALPINE CORP 5.375% 01/15/23	11,640,000.00	11,465,400.00	
		CALPINE CORP 5.75% 01/15/25	7,130,000.00	6,969,575.00	

		CALPINE CORP 5.875% 1/24 144A	9,890,000.00	10,384,500.00	
		CARRIZO OIL & GAS 6.25% 4/23	6,720,000.00	6,451,200.00	
		CB RICHARD ELLIS 5.0% 3/15/23	7,000,000.00	7,221,690.00	
		CBRE SRVCS 5.25% 3/15/25	12,795,000.00	13,287,095.70	
		CBS OUTDOOR 5.625 2/15/24	2,805,000.00	2,917,200.00	
		CBS OUTDR/CORP 5.25% 2/15/22 WI	8,380,000.00	8,547,600.00	
		CCO HLDGS LLC 5.125% 2/15/23	10,655,000.00	10,894,737.50	
		CCO HLDGS LLC 5.75% 01/15/24	34,185,000.00	35,488,132.20	
		CCO HLDGS LLC 5.75% 9/23 WI	4,735,000.00	4,924,400.00	
		CCO HLDGS/CAP 5.5% 05/26 144A	12,870,000.00	12,998,700.00	
		CCOH SAFARI 5.75% 2/26 144A	8,140,000.00	8,246,796.80	
		CDW LLC/FIN 6.0% 08/15/22	18,860,000.00	19,803,000.00	
		CENTENE 5.625% 02/15/21 144A	9,985,000.00	10,409,362.50	
		CENTENE CORP 6.125% 2/24 144A	6,500,000.00	6,833,125.00	
		CENVEO CORP 6.0% 08/01/19 144A	8,055,000.00	6,605,100.00	
		CEQUEL COMM 5.125% 12/21 144A	20,540,000.00	19,513,000.00	
		CEQUEL LLC/CRP 6.375 9/20 144A	1,555,000.00	1,597,762.50	
		CHESAPEAKE 8% 12/15/22 REGS	25,446,000.00	18,511,965.00	
		CHS/CMNTY HEALT 6.875% 2/01/22	70,445,000.00	60,582,700.00	
		CHUKCHANSI EC 9.75 5/30/20 RGS	4,220,732.56	2,490,232.21	
		CINEMARK USA 4.875% 6/23 EI	15,095,000.00	14,981,787.50	
		CIT GROUP INC 5.0% 08/01/23	10,910,000.00	11,121,326.70	
		CIT GROUP NEW 5% 8/15/22	10,820,000.00	11,036,400.00	
		CIT GROUP NEW 5.375% 5/15/20	13,950,000.00	14,508,000.00	
		CITGO HLDG 10.75% 2/20 144A	18,135,000.00	17,772,300.00	
		CITIGROUP 5.35% PERP	112,350,000.00	105,227,010.00	
		CITIGROUP 5.95% PERP	14,155,000.00	13,871,900.00	

		CLEAR CHANNEL 5.5 12/15/16	37,695,000.00	35,810,250.00	
		CLEAR CHANNEL 7.625 3/20 WI	28,375,000.00	27,027,187.50	
		CLEAR CHANNEL 8.75% 12/20 144A	5,235,000.00	5,378,962.50	
		COLUMBUS INTL 7.375% 3/21 144A	31,165,000.00	32,684,293.75	
		COMMUNITY HLTH 5.125 8/21	7,795,000.00	7,736,537.50	
		CONCHO RES INC 5.5% 10/01/22	5,790,000.00	5,782,762.50	
		CONCHO RES INC 5.5% 4/01/23	3,705,000.00	3,686,475.00	
		CONSOL ENERGY INC 8% 04/01/23	20,000,000.00	16,800,000.00	
		CONSOLIDATED 10.125% 7/20 144A	14,285,000.00	12,142,250.00	
		CONTINENTAL 7.125% 4/1/21 WI	3,235,000.00	3,307,787.50	
		CONTINENTAL AIR LINES INC 6.12	1,935,000.00	2,031,750.00	
		CONTL AIR ERJ1 9.798% 4/1/21	1,966,050.75	2,152,825.56	
		CONTL AIR PASS RJ04 9.558 9/19	587,536.28	623,522.87	
		CORRECTIONS COR 4.125% 4/01/20	8,080,000.00	8,322,400.00	
		CORRECTIONS COR 4.625% 5/01/23	9,055,000.00	9,258,737.50	
		COVANTA HLDG 5.875% 3/1/24	8,530,000.00	8,359,400.00	
		COVANTA HLDG 6.375% 10/01/22	4,290,000.00	4,386,525.00	
		CREDIT AGR 8.125/VAR PERP 144A	13,860,000.00	14,275,800.00	
		CREDIT AGRIC 7.875% PERP 144A	10,670,000.00	10,320,557.50	
		CRESTWOOD MID 6.125% 3/22 WI	8,545,000.00	8,010,937.50	
		CRESTWOOD MID 6.25% 4/23 144A	8,790,000.00	8,218,650.00	
		CTR PARTNER 5.875% 06/21 WI	2,175,000.00	2,196,750.00	
		CYRUSONE LP/CYRUS 6.375% 11/22	4,240,000.00	4,494,400.00	
		DAVITA HEALTHCARE PRTN 5% 5/25	17,085,000.00	17,042,287.50	
		DENBURY RESOURCE 4.625 7/15/23	21,365,000.00	13,032,650.00	
		DIAMOND 1 FN/2 6.02% 6/26 144A	4,983,000.00	4,973,482.47	
		DIAMOND FN 1/2 5.45% 6/23 144A	9,570,000.00	9,604,164.90	

		DIAMONDBACK ENR 7.625% 10/1/21	8,590,000.00	9,126,875.00	
		DIGICEL GROUP 7.125% 4/22 144A	21,650,000.00	16,887,000.00	
		DIGICEL GROUP 8.25% 9/20 144A	36,110,000.00	31,641,387.50	
		DIGICEL LTD 6.0% 4/15/21 144A	18,125,000.00	15,859,375.00	
		DIGITALGLOBE 5.25% 2/1/21 144A	15,820,000.00	14,514,850.00	
		DISH CORP 5% 03/15/23 WI	14,355,000.00	12,865,668.75	
		DISH DBS CORP 5.875% 7/22	32,995,000.00	31,345,250.00	
		DYNEGY INC 5.875% 6/1/23	3,035,000.00	2,716,325.00	
		DYNEGY INC 6.75% 11/19 W/I	11,000,000.00	11,013,750.00	
		DYNEGY INC 7.375% 11/22 W/I	51,065,000.00	50,043,700.00	
		DYNEGY INC 7.625% 11//24 W/I	57,945,000.00	56,351,512.50	
		ENDO / FINCO 5.375% 1/23 144A	2,530,000.00	2,156,825.00	
		ENDO 6.0% 02/01/25 144A	31,680,000.00	26,928,000.00	
		ENDO/FIN/FINCO 6% 7/15/23 144A	25,005,000.00	21,504,300.00	
		ENERGY FUT CO 11% 10/01/21	42,447,506.45	47,328,969.64	
		ENERGY FUT CO 11.75 3/22 144A	90,807,624.67	103,974,729.99	
		ENERGY TRANS EQ 7.5% 10/15/20	12,510,000.00	12,603,825.00	
		ENERGY TRANSFER 9% 4/15/19	1,464,000.00	1,625,903.76	
		EP ENER/EVRST 6.375% 6/15/23	12,305,000.00	5,721,825.00	
		EP ENERGY/EVER 7.75% 09/22 WI	13,570,000.00	6,310,050.00	
		EQUINIX INC 4.875% 4/1/20	6,070,000.00	6,297,625.00	
		ESAL GMBH 6.25% 02/05/23 144A	20,130,000.00	19,485,840.00	
		EVEREST LLC/FIN 9.375% 5/20 WI	45,095,000.00	26,380,575.00	
		EVERI PAYMENTS INC 10% 1/15/22	4,160,000.00	3,328,000.00	
		EVOLUTION ESCRW 7.5% 3/22 144A	19,125,000.00	14,056,875.00	
		EXTERRAN PARTNER 6% 10/22 WI	13,305,000.00	11,309,250.00	
		FAGE DAIRY 9.875 2/1/20 144A	13,290,000.00	13,854,825.00	

		FAIRPOINT COMM 8.75% 8/19 144A	14,915,000.00	14,243,825.00	
		FELCOR LODGING LP 6% 6/1/25 WI	4,540,000.00	4,651,366.20	
		FELCOR LODGNG 5.625 03/23 WI	23,540,000.00	24,069,650.00	
		FORUM ENERGY TECH 6.25% 10/1/21	6,845,000.00	6,382,962.50	
		FRONTIER COMM 10.5% 09/22 144A	8,980,000.00	9,249,400.00	
		FRONTIER COMM 8.875% 9/20 144A	5,470,000.00	5,805,037.50	
		FTI CONSULTING 6% 11/15/22 WI	16,645,000.00	17,435,637.50	
		GARDA WORLD 7.25% 11/21 144A	5,525,000.00	4,475,250.00	
		GARDA WRLD 7.25% 11/15/21 144A	5,405,000.00	4,378,050.00	
		GATES GLBL /CO 6% 7/15/22 144A	13,830,000.00	12,101,250.00	
		GCI INC 6.875% 4/15/25	10,070,000.00	10,202,118.40	
		GCP APPLIED TCH 9.5% 2/23 144A	9,250,000.00	10,175,000.00	
		GENERAL MO GLB 6.75 5/01/28DTC	1,280,000.00	—	
		GENERAL MOTORS 7.4% 9/01/25	635,000.00	—	
		GENERAL MOTORS 7.7% 4/15/16	2,285,000.00	—	
		GEO GROUP 5.125% 4/1/23 WI	2,330,000.00	2,261,544.60	
		GEO GROUP INC 6% 04/15/26	3,540,000.00	3,591,754.80	
		GIBSON ENERGY 6.75% 7/21 144A	26,870,000.00	26,466,950.00	
		GLOBAL PARTNER 6.25% 7/15/22	3,350,000.00	2,705,125.00	
		GLOBAL PARTNERS 7.0% 06/15/23	10,385,000.00	8,385,887.50	
		GM 8.25% 7/15/23	23,035,000.00	—	
		GM GLBL 7.125 7/15/13 DT	3,690,000.00	—	
		GM GLBL 7.2% 1/15/11 DT	9,305,000.00	—	
		GM GLBL 8.375 7/15/33 DT	74,265,000.00	—	
		GOLDEN NUG ESC 8.5% 12/21 144A	14,340,000.00	14,841,900.00	
		GOLDMAN SACHS 5.375% VAR PERP	19,240,000.00	18,662,800.00	
		GULFMARK OFFSHO 6.375% 3/15/22	10,325,000.00	5,033,437.50	

		HALCON RES 8.625% 2/20 144A	4,155,000.00	3,900,506.25	
		HCA INC 4.75% 5/01/23	33,720,000.00	34,331,006.40	
		HCA INC 5.375% 02/01/25	20,960,000.00	21,064,800.00	
		HCA INC 5.875% 02/15/26	10,445,000.00	10,784,462.50	
		HCA INC 5.875% 3/15/22	103,976,000.00	112,554,020.00	
		HD SUPPLY INC 5.25% 12/21 144A	19,020,000.00	19,923,450.00	
		HD SUPPLY INC 5.75% 04/24 144A	14,915,000.00	15,474,312.50	
		HEALTHSOUTH 5.75% 11/01/24	36,375,000.00	37,011,562.50	
		HEALTHSOUTH 7.75% 9/15/22	2,213,000.00	2,298,753.75	
		HEALTHSOUTH CORP 5.75% 9/15/25	1,845,000.00	1,872,675.00	
		HERTZ CORP 5.875% 10/15/2020	5,430,000.00	5,470,725.00	
		HERTZ CORP 6.25% 10/15/22	3,875,000.00	3,768,437.50	
		HILCORP EN/FIN 5% 12/1/24 144A	24,825,000.00	23,273,437.50	
		HILCORP ENGFI 7.625% 4/21 144A	5,245,000.00	5,428,575.00	
		HILCORP ENRGY 5.75% 10/25 144A	25,100,000.00	23,907,750.00	
		HMAN FIN 6.375% 07/15/22 144A	5,585,000.00	4,998,575.00	
		HOCKEY MGR 7.875% 10/1/21 144A	11,100,000.00	10,878,000.00	
		HORIZON PHARM 6.625% 5/23 144A	840,000.00	768,600.00	
		HORNBECK OFFS 5.875% 4/20 WI	10,315,000.00	6,498,450.00	
		HORNBECK OFFSHORE 5% 3/1/21 WI	155,000.00	94,162.50	
		HOWARD HGH 6.875% 10/1/21 144A	16,010,000.00	16,210,125.00	
		HUB HL/FN PIK 8.125% 7/19 144A	7,730,000.00	7,188,900.00	
		HUB INTL 9.25% 02/15/21 144A	4,740,000.00	4,929,600.00	
		ICAHN ENT LP 4.875% 3/15/19	21,360,000.00	20,625,643.20	
		ICAHN ENTERPRISES 6% 8/20 WI	24,550,000.00	23,445,250.00	
		ILFC 8.25% 12/15/20	3,810,000.00	4,493,895.00	
		ILFC 8.625% 1/15/22	64,715,000.00	77,981,575.00	
		ILFC MTN 6.75% 9/1/16 144A	2,675,000.00	2,705,093.75	

		ILFC MTN 8.875% 9/1/17	4,715,000.00	5,045,050.00	
		INTELSAT J H SA 5.5% 08/01/23	26,175,000.00	16,686,562.50	
		INTELSAT JACKSON 8% 02/24 144A	69,160,000.00	70,370,300.00	
		INTELSAT LUXEMB 7.75% 06/01/21	29,650,000.00	8,042,562.50	
		INTELSAT LUXMB 8.125% 06/01/23	42,490,000.00	11,472,300.00	
		INTERGEN NV 7.0% 06/30/23 144A	42,450,000.00	29,715,000.00	
		JBS INVTS 7.75% 10/28/20 144A	52,310,000.00	54,423,324.00	
		JBS INVTS GMBH 7.25% 4/24 144A	20,245,000.00	20,624,593.75	
		JBS USA / FIN 5.75% 6/25 144A	7,960,000.00	7,581,900.00	
		JC PENNEY 7.4% 4/01/37	4,340,000.00	3,255,000.00	
		JC PENNEY CORP 5.75% 2/15/18	4,040,000.00	4,060,200.00	
		JLL/DELTA 8.75% PIK 5/20 144A	5,420,000.00	5,392,900.00	
		JMC STL GRP 8.25% 3/15/18 144A	70,625,000.00	69,742,187.50	
		JONES ENRGY/FIN 6.75% 4/22 W/I	9,000,000.00	6,795,000.00	
		JOSEPH T RYERSON 11% 5/22 144A	5,205,000.00	5,322,112.50	
		JPMORGAN CHASE 5.15% PERP	58,180,000.00	56,702,228.00	
		JURASSIC 6.875% 02/15/21 144A	11,325,000.00	7,701,000.00	
		KRATON POL 10.5% 04/15/23 144A	1,265,000.00	1,331,412.50	
		L BRANDS 6.875% 11/01/35 WI	11,245,000.00	11,793,193.75	
		LANDRYS HLDG 10.25 1/1/18 144A	27,515,000.00	27,735,120.00	
		LANDRYS INC 9.375 5/1/20 144A	24,285,000.00	25,559,962.50	
		LAREDO PETE 5.625% 01/15/22 WI	16,425,000.00	15,111,000.00	
		LAREDO PETE INC 6.25% 03/15/23	12,660,000.00	11,932,050.00	
		LBC TANK TRM 6.875 5/15/23 144	8,240,000.00	7,951,600.00	
		LEVEL 3 COM INC 5.75% 12/22 WI	12,455,000.00	12,735,237.50	
		LEVEL 3 FIN INC 6.125% 1/15/21	13,505,000.00	14,112,725.00	
		LINN ENERGY LLC 6.5% 09/15/21	4,248,000.00	562,860.00	

		LINN ENERGY LLC 6.5% 5/19	23,010,000.00	2,991,300.00	
		LINN ENERGY LLC 7.75% 2/01/21	120,000.00	16,200.00	
		LINN ENERGY LLC 8.625 4/20 WI	9,020,000.00	1,217,700.00	
		LIONS GATE ENT 5.25% 8/1/18	17,675,000.00	18,116,875.00	
		LREATE ED INC9.25% 9/1/19 144A	62,225,000.00	55,380,250.00	
		LSB INDUSTRIES 7.75% 08/01/19	3,575,000.00	3,610,750.00	
		LUCEENT TECH 6.5%	24,279,000.00	25,128,765.00	
		LUCENT 6.45% GBL 3/15/29 (DT)	22,710,000.00	24,072,600.00	
		MCGRAW-HILL 7.875% 5/24 144A	16,870,000.00	17,418,275.00	
		MDC PARTNERS 6.5% 5/1/24 144A	11,535,000.00	11,073,600.00	
		MGM RESORTS INTL 6.0% 03/15/23	15,580,000.00	16,222,675.00	
		MHGE PRN/FN PIK 8.5% 8/19 144A	48,370,000.00	49,035,087.50	
		MICRON TEC 5.5% 02/01/25	10,615,000.00	8,253,162.50	
		MICRON TECHN 5.25% 1/24 144A	16,290,000.00	12,584,025.00	
		MINERVA LUXM 7.75 1/31/23 144A	33,120,000.00	33,451,200.00	
		MOLINA HLTH 5.375% 11/22 144A	3,705,000.00	3,742,050.00	
		MOMENTIVE PERF 8.875 10/20 WI	12,149,000.00	—	
		MOMENTIVE PRF MATL 3.88% 10/21	17,899,000.00	13,871,725.00	
		MPT OPER PARTNE 6.375% 2/15/22	9,615,000.00	10,047,675.00	
		MPT OPER PARTNE 6.875% 5/01/21	13,775,000.00	14,293,904.25	
		MSCI INC 5.75% 08/15/2025 144A	6,300,000.00	6,630,750.00	
		NAI ENTMT / FIN 5.0% 8/1/18	7,190,000.00	7,324,812.50	
		NATIONAL CINEM 6% 4/22 WI	12,685,000.00	13,224,112.50	
		NATIONAL CINEM 7.875% 7/15/21	7,525,000.00	7,826,000.00	
		NAVIENT CORP 5.0% 10/20	7,230,000.00	6,705,825.00	
		NAVIENT CORP 5.875% 10/24	15,925,000.00	13,416,812.50	
		NAVIOS 8.125% 11/15/21 144A	8,040,000.00	6,271,200.00	

		NAVIOS MARITIME 8.125% 2/15/19	8,790,000.00	2,900,700.00	
		NAVIOS STH/FIN 7.25% 5/22 144A	7,200,000.00	4,248,000.00	
		NEPTUNE 10.125% 01/15/23 144A	45,515,000.00	50,407,862.50	
		NEPTUNE 10.875% 10/15/25 144A	28,095,000.00	31,747,350.00	
		NEPTUNE 6.625% 10/15/25 144A	9,235,000.00	9,904,537.50	
		NES RENTALS 7.875% 5/1/18 144A	2,025,000.00	1,944,000.00	
		NETFLIX INC 5.375% 02/01/21 144A	4,475,000.00	4,721,125.00	
		NETFLIX INC 5.75% 03/01/24 144	19,200,000.00	19,776,000.00	
		NEW RED FN 4.625% 1/15/22 144A	8,710,000.00	8,905,975.00	
		NIELSEN FINANCE 5.0% 4/22 144A	23,380,000.00	23,759,925.00	
		NORTEK INC 8.5 4/15/21	4,410,000.00	4,586,400.00	
		NRG ENERGY 6.625% 3/15/23	29,340,000.00	28,661,365.80	
		NRG ENERGY 7.25% 5/15/26 144A	3,770,000.00	3,732,300.00	
		NSG HLDS LLC 7.75% 12/25 144A	5,425,888.76	5,792,136.24	
		NUMERICABLE 6.0% 05/15/22 144A	68,505,000.00	67,905,581.25	
		NUMERICABLE 7.375% 05/26 144A	30,395,000.00	30,357,006.25	
		OASIS PETE INC 6.875% 3/15/22	4,710,000.00	4,286,100.00	
		OSHKOSH CORP 5.375% 03/22 WI	10,000,000.00	10,350,000.00	
		OWENS ILL 7.8%	500,000.00	545,000.00	
		PACIFIC DRILL 7.25% 12/17 144A	21,560,000.00	9,055,200.00	
		PBF HLDG CO 7% 11/15/23 144A	16,190,000.00	15,137,650.00	
		PEABODY ENERGY 10% 03/22 144A	10,550,000.00	1,318,750.00	
		PEABODY ENERGY 6.25% 11/21	30,210,000.00	3,436,387.50	
		PENNEY JC CORP 5.65% 6/1/20	13,415,000.00	12,140,575.00	
		PINNACLE 5.875% 01/15/24 144A	4,575,000.00	4,815,187.50	
		PLAINS EXPLOR 6.75% 2/01/22	2,550,000.00	2,282,250.00	
		PLAINS EXPLORAT 6.5% 11/15/20	1,885,000.00	1,753,050.00	

		PLAINS EXPLORAT 6.875% 2/15/23	12,570,000.00	11,187,300.00	
		PLAINS EXPLORTION 6.625 5/1/21	1,885,000.00	1,724,775.00	
		PLATFORM SPECLTY 6.5 2/22 144A	19,710,000.00	17,049,150.00	
		PLAYA RESORTS 8% 8/15/20 144A	3,975,000.00	3,984,937.50	
		POLYONE CORP 5.25 3/15/23 WI	6,460,000.00	6,540,750.00	
		POST HLDGS 6.75% 12/01/21 144A	15,111,000.00	15,809,883.75	
		POST HLDGS 7.75% 03/15/24 144A	8,055,000.00	8,719,537.50	
		POST HLDGS INC 7.375% 2/15/22	9,870,000.00	10,400,512.50	
		POST HLDGS INC 8% 07/25 144A	4,025,000.00	4,417,437.50	
		PRESTIGE BRND 5.375 12/21 144A	15,725,000.00	15,960,875.00	
		PRESTIGE BRND 6.375% 3/24 144A	5,475,000.00	5,789,812.50	
		PRIME SEC/FIN 9.25% 5/23 144A	37,690,000.00	39,103,375.00	
		PRINCE MINERAL 11.5 12/19 144A	1,910,000.00	1,659,312.50	
		PSP CORP 10.375% 5/1/21 144A	2,990,000.00	2,997,475.00	
		PTC INC 6% 05/15/24	2,810,000.00	2,883,762.50	
		RACKSPACE 6.5% 1/15/24 144A	10,115,000.00	10,064,425.00	
		RCN TELECOM 8.5% 8/15/20 144A	12,325,000.00	12,679,343.75	
		REGIONALCARE HOSP 8.25% 05/23	8,000,000.00	8,280,000.00	
		REVLON CONS 5.75% 2/15/21 WI	19,580,000.00	19,628,950.00	
		REYNOLDS GRP 5.75% 10/15/20 WI	22,120,000.00	22,932,910.00	
		REYNOLDS GRP 6.875% 2/15/21 WI	56,810,000.00	58,869,362.50	
		REYNOLDS GRP 9.875 8/15/19	4,301,000.00	4,473,040.00	
		REYNOLDS GRP STEP 2/15/21 WI	5,465,000.00	5,704,093.75	
		RICE ENERGY INC 6.25% 05/22	26,583,000.00	26,117,797.50	
		RICE ENERGY INC 7.25% 05/01/23	7,395,000.00	7,450,462.50	
		RITE AID 6.875% 12/15/28 144A	27,010,000.00	31,196,550.00	
		RITE AID CORP 7.7% 2/15/27	28,505,000.00	34,277,262.50	

		RITE AID CORP 9.25% 3/15/20 WI	38,320,000.00	40,379,700.00	
		RJS PWR HLDG 5.125% 07/19 144A	24,220,000.00	22,100,750.00	
		ROSE ROCK MIDSTRM 5.625% 07/22	7,080,000.00	5,593,200.00	
		ROYAL BK SC 6% 12/19/23	24,685,000.00	25,153,274.45	
		ROYAL BK SCTLND 5.125% 5/28/24	53,110,000.00	51,572,465.50	
		RURAL/METRO C 10.125 7/19 144A	4,985,000.00	—	
		RYL BK SCTLND GRP 8%/VAR PERP	7,105,000.00	6,874,087.50	
		SABINE PASS 5.625% 2/1/21 WI	17,360,000.00	17,490,200.00	
		SABINE PASS 5.625% 3/01/25	42,225,000.00	41,433,281.25	
		SABINE PASS 5.625% 4/23 WI	13,735,000.00	13,614,818.75	
		SABINE PASS 5.75% 5/24 WI	29,795,000.00	29,422,562.50	
		SABLE INTL 6.875% 8/01/22 144A	17,935,000.00	18,204,025.00	
		SABRA HLTH /CPTL 5.375% 6/1/23	3,725,000.00	3,669,125.00	
		SCHAEFFLER 4.75% 5/15/21 144A	23,215,000.00	23,841,805.00	
		SCHAEFFLER 6.25%PIK 11/19 144A	12,755,000.00	13,297,087.50	
		SCHAEFFLER FIN 4.25 5/21 144A	9,540,000.00	9,683,100.00	
		SCHAEFFLR 6.75% PIK 11/22 144A	3,594,000.00	3,930,937.50	
		SCIENTIFIC GAMES 10% 12/1/22	30,525,000.00	24,038,437.50	
		SEALED AIR 5.25% 4/1/23 144A	3,120,000.00	3,252,600.00	
		SEMGROUP CORP 7.5% 06/21	6,880,000.00	6,226,400.00	
		SERVICE CORP 5.375% 05/15/2024	30,000,000.00	31,425,000.00	
		SERVICE CORP 5.375% 1/22 WI	3,495,000.00	3,634,800.00	
		SHALE HLDG 8.75% 11/15/19 144A	10,620,000.00	6,637,500.00	
		SHEA HOMES 5.875% 4/23 144A	3,365,000.00	3,365,000.00	
		SHEA HOMES 6.125% 4/25 144A	3,365,000.00	3,365,000.00	
		SHIP FIN INTL CONV 3.25% 2/18	7,200,000.00	7,564,464.00	
		SIGNODE/LUX 6.375% 5/22 144A	6,135,000.00	5,935,612.50	

		SIRIUS XM RADIO 5.75 8/21 144A	27,715,000.00	28,892,887.50	
		SLM CORP 5.5% 12/31/23	60,681,000.00	52,337,362.50	
		SLM CORP 6.125% 03/25/2024	44,663,000.00	38,856,810.00	
		SLM CORP MED 4.875% 6/17/19	4,070,000.00	3,947,900.00	
		SLM CORP MEDIUM 8.45% 6/15/18	86,590,000.00	93,408,962.50	
		SLM CORP MTN 7.25% 1/25/22	22,485,000.00	21,360,750.00	
		SLM CORP MTN 8% 3/25/20	5,355,000.00	5,502,262.50	
		SM ENERGY CO 5.0% 01/15/2024	5,575,000.00	4,710,875.00	
		SM ENERGY CO 5.625% 06/01/25	10,800,000.00	9,207,000.00	
		SM ENERGY CO 6.12% 11/15/2022	15,200,000.00	13,756,000.00	
		SM ENERGY CO 6.5 1/1/23	385,000.00	348,425.00	
		SM ENERGY CO 6.5 11/15/21	1,525,000.00	1,410,625.00	
		SOLERA LLC/FIN 10.5% 3/24 144A	15,115,000.00	16,052,130.00	
		SONIC AUTOMOTIVE 5% 5/23 WI	1,180,000.00	1,156,400.00	
		SONIC AUTOMOTIVE INC 7 7/22	4,360,000.00	4,578,000.00	
		SPECTRUM BRND WI 5.75% 7/15/25	10,485,000.00	10,956,825.00	
		SPECTRUM ESCW 6.375 11/20 WI	1,675,000.00	1,752,468.75	
		SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	8,815,000.00	7,029,962.50	
		SPRINT CAP CRP 6.875% 11/15/28	11,110,000.00	8,110,300.00	
		SPRINT CAP GLBL 6.9% 5/01/19	80,666,000.00	74,414,385.00	
		SPRINT COMMUNICATIONS 6% 11/15/22	76,145,000.00	55,966,575.00	
		SPRINT CORP 7.125% 06/15/24	33,800,000.00	24,589,500.00	
		SPRINT CORP 7.25% 9/15/21 WI	14,740,000.00	11,570,900.00	
		SPRINT CORP 7.875% 9/15/23	26,060,000.00	20,131,350.00	
		SPRINT NEXTEL 6% 12/01/16	10,200,000.00	10,302,000.00	
		SPRINT NEXTEL 9% 11/15/18 144A	30,595,000.00	32,430,700.00	

		STENA INTL SA 5.75% 3/24 144A	25,000,000.00	21,000,000.00	
		SUMMIT MIDSTREAM 5.5% 08/15/22	9,700,000.00	7,929,750.00	
		SUMMIT MIDSTRM 7.5% 7/01/21 WI	3,480,000.00	3,184,200.00	
		SUNOCO LP 6.375%/FIN 4/23 144A	7,215,000.00	7,151,868.75	
		SUNOCO LP/FIN 6.25% 4/21 144A	13,125,000.00	13,059,375.00	
		T-MOBILE USA 6.25% 4/1/21 WI	10,305,000.00	10,768,725.00	
		T-MOBILE USA 6.5% 01/15/24	23,110,000.00	24,381,050.00	
		T-MOBILE USA 6.542% 4/28/20	14,210,000.00	14,689,587.50	
		T-MOBILE USA 6.625% 4/1/23 WI	16,530,000.00	17,521,800.00	
		T-MOBILE USA 6.633% 4/28/21	12,845,000.00	13,493,672.50	
		T-MOBILE USA INC 6% 04/15/24	14,380,000.00	14,865,325.00	
		T-MOBILE USA INC 6.5% 1/15/26	15,165,000.00	16,018,031.25	
		T-MOBILE USA INC 6.731% 4/22	9,485,000.00	9,935,537.50	
		T-MOBILE USA INC 6.836% 4/23	2,775,000.00	2,941,500.00	
		TALEN ENERGY SUP 6.5% 6/1/25	8,030,000.00	7,066,400.00	
		TARGA RES LP/FI 6.875% 2/01/21	7,050,000.00	7,120,500.00	
		TARGA RS LP/FI 6.375 8/22	2,850,000.00	2,828,625.00	
		TAYLOR MORRIS 5.875% 4/23 144A	10,435,000.00	10,487,175.00	
		TEAM HLTH 7.25% 12/15/23 144A	14,640,000.00	15,664,800.00	
		TEEKAY CORP 8.5% 1/15/20	17,000,000.00	13,260,000.00	
		TEINE ENERGY 6.875% 09/22 144A	18,455,000.00	17,624,525.00	
		TENET HEALTH 4.375% 10/01/21	21,130,000.00	21,222,338.10	
		TENET HEALTH CORP 6% 10/01/20	10,535,000.00	11,213,137.95	
		TENET HEALTHCAR 8.125% 4/22 WI	42,320,000.00	44,277,300.00	
		TENET HEALTHCARE 5% 03/19 W/I	14,930,000.00	14,780,700.00	
		TENET HEALTHCARE 6.75% 6/15/23	17,225,000.00	16,708,250.00	

		TENET HLTHCRE 6.75% 02/20 WI	5,295,000.00	5,334,712.50	
		TERRAFORM POWR 6.12% 6/25 144A	3,150,000.00	2,677,500.00	
		TERRAFORM PWR 5.875% 2/23 144A	17,320,000.00	15,155,000.00	
		TESORO LGSTC 6.125% 10/21 WI	3,455,000.00	3,532,737.50	
		TESORO LOG LP/FN 6.375% 5/24	5,660,000.00	5,773,200.00	
		TESORO LP/FIN 5.5% 10/15/19	5,145,000.00	5,312,212.50	
		TESORO LP/FIN 5.875 10/20 WI	1,235,000.00	1,262,787.50	
		TESORO LP/FIN 6.25% 10/15/22	14,315,000.00	14,672,875.00	
		TMS INTL 7.625% 10/15/21 144A	2,425,000.00	1,782,375.00	
		TOPS HLDG/MRKT 8.0% 06/22 144A	20,640,000.00	18,266,400.00	
		TRAC INTERMODAL 11% 8/15/19	2,234,000.00	2,373,625.00	
		TRANSOCEAN INC 6% 3/15/18	15,340,000.00	14,573,000.00	
		TRANSOCEAN INC 6.375% 12/15/21	31,665,000.00	23,392,518.75	
		TREEHOUSE FOODS 6% 02/24 144A	5,485,000.00	5,759,250.00	
		TRONOX FIN LLC 6.375 8/20 WI	12,440,000.00	9,267,800.00	
		TXU CORP 5.55% 11/15/14	23,259,000.00	11,629,500.00	
		TXU CORP 6.5% 11/15/24	13,870,000.00	6,935,000.00	
		TXU CORP 6.55% 11/15/34	23,955,000.00	11,977,500.00	
		ULTRAPETROL 8.875 6/15/21 WI	5,050,000.00	909,000.00	
		UNITED AIRLS 14-2 4.625% 9/22	16,018,694.13	16,038,717.49	
		UNITED CONTL HLD 6.375% 6/1/18	1,420,000.00	1,491,000.00	
		UNITED RENTALS 4.625% 7/23	9,170,000.00	9,124,150.00	
		UNITED RENTALS 5.5% 7/15/25	7,320,000.00	7,292,550.00	
		UNITYMEDIA HESN 5.5% 1/23 144A	6,310,000.00	6,499,300.00	
		USG CORP 5.5% 03/01/2025 144A	1,145,000.00	1,203,681.25	
		USG CORP 5.875% 11/01/21 144A	2,430,000.00	2,551,500.00	
		USG CORP 9.75 1/15/18	4,670,000.00	5,218,725.00	

		USG MTN 6.3% 11/15/16	810,000.00	824,175.00	
		VALEANT PHARM 5.5% 3/23 144A	13,810,000.00	11,393,250.00	
		VALEANT PHRM 5.625% 12/21 144A	7,695,000.00	6,386,850.00	
		VECTOR GRP 7.75% 02/15/21 144A	6,145,000.00	6,405,548.00	
		VERISIGN 4.625% 5/1/23 WI	5,945,000.00	6,063,900.00	
		VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	2,085,000.00	2,139,731.25	
		VIZIENT 10.375% 3/01/24 144A	10,315,000.00	11,037,050.00	
		VPII ESCROW 7.5% 7/15/21 144A	39,540,000.00	34,894,050.00	
		VPII ESCRW 6.75% 8/15/18 144A	23,970,000.00	23,011,200.00	
		VRX ESCROW 5.375% 3/20 144A	45,585,000.00	40,000,837.50	
		VRX ESCROW 5.875% 5/23 144A	60,910,000.00	50,768,485.00	
		VRX ESCROW 6.125% 4/15/25 144A	24,190,000.00	19,986,987.50	
		WALTER ENERGY 9.5% 10/19 144A	13,820,000.00	—	
		WATERFORD GAME 8.625 9/14 144A	479,671.64	—	
		WAVEDIVISN ESC 8.125 9/20 144A	7,825,000.00	8,040,187.50	
		WAYNE MERGER 8.25% 8/1/23 144A	24,863,000.00	24,738,685.00	
		WELLS FARGO 5.875%/VAR PERP	5,625,000.00	6,018,750.00	
		WESTERN DIG 10.5% 04/24 144A	13,275,000.00	13,009,500.00	
		WESTERN REFING 6.25% 4/1/21 WI	2,795,000.00	2,522,487.50	
		WESTERN REFNG LOG 7.5% 02/23	4,580,000.00	4,408,250.00	
		WHITING PETROLEUM 5.75 3/15/21	9,680,000.00	7,877,100.00	
		WIDEOPENWEST 10.25% 7/19 WI	23,700,000.00	24,588,750.00	
		WIDEOPENWEST 13.375% 10/19 WI	5,900,000.00	6,224,500.00	
		WILLIAM LYON HOMES 7% 08/15/22	10,465,000.00	10,412,675.00	
		WILLIAMS PARTNERS/ACMP 4.875 3/15/24	7,330,000.00	6,603,523.70	
		WIND ACQ 4.75% 07/15/20 144A	18,615,000.00	18,010,012.50	

		WIND ACQ FIN 7.375% 4/21 144A	2,690,000.00	2,434,450.00	
		WOOD / FIN 6.75% 12/15/21 144A	11,025,000.00	10,253,250.00	
		WP ROCKET MRGR 10.125 7/19 144	6,530,000.00	—	
		WPX ENERGY INC 7.5% 8/01/20	8,270,000.00	8,052,912.50	
		WPX ENERGY INC 8.25% 8/01/23	12,400,000.00	11,950,500.00	
		WYNN MACAU 5.25% 10/15/21 144A	17,675,000.00	17,034,281.25	
		ZAYO GROUP LLC/INC 6% 04/01/23	9,820,000.00	10,090,050.00	
		ZF NORTH AMER 4.5% 4/22 144A	21,185,000.00	21,661,662.50	
		ZIGGO BOND FN 5.875% 1/25 144A	8,855,000.00	8,788,587.50	
	アメリカ・ドル　小計		7,583,604,588.40	7,008,577,736.27 (769,682,006,997)	
社債券　合計				769,682,006,997 (769,682,006,997)	
投資証券	アメリカ・ドル	EXTENDED STAY AMERICA INC UNIT	1,079,900.00	14,611,047.00	
	アメリカ・ドル　小計		1,079,900.00	14,611,047.00 (1,604,585,182)	
投資証券　合計				1,604,585,182 (1,604,585,182)	
合計				771,414,633,902 (771,414,633,902)	

（注）新株予約権証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記
１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	組入投資証券等時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式　32銘柄	5.39%	-%	-%	100%
	新株予約権証券　4銘柄	-%	-%	0.02%	
	社債券　452銘柄	-%	94.40%	-%	
	投資証券　1銘柄	-%	-%	0.20%	

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

④その他特定資産の明細表

特定資産の種類／通貨	銘柄	数量	帳簿単価 帳簿金額	評価単価 評価金額	評価損益	備考
貸付債権／アメリカ・ドル	ALBERTSONS TERM B-5 12/10/22 C1	11,417,125.00	99.00 11,302,953.75	100.35 11,458,112.47	155,158.72	—
	AMER ENRGY-MARCL TM B 1LN 8/20 C1	10,270,000.00	34.66 3,560,300.90	35.50 3,645,850.00	85,549.10	—
	AMERICAN RENAL TM B 1LN 8/8/19 C1	9,309,056.77	98.57 9,176,868.16	99.93 9,303,285.15	126,416.99	—
	BJS WHOLESALE TM BNEW 1LN 9/19 C1	4,113,404.33	97.87 4,025,871.08	98.88 4,067,704.40	41,833.32	—
	BMC SOFTWARE US TERM B 9/10/20 C1	19,352,812.78	83.41 16,143,447.58	84.46 16,347,127.42	203,679.84	—
	CAESARS GROWTH TERM 1LN 4/21 C1	36,960,849.05	88.71 32,788,998.50	91.87 33,957,780.06	1,168,781.56	—
	CAESARS GROWTH TERM 1LN 5/21 C4	284,314.21	88.71 252,220.82	91.87 261,213.68	8,992.86	—
	CAESARS PROP TM B 1LN 10/11/20 C1	23,028,098.70	93.73 21,584,467.19	95.06 21,891,201.46	306,734.27	—
	CAESARS PROP TM B 1LN 10/11/20 C4	178,052.31	93.73 166,890.21	95.06 169,261.86	2,371.65	—
	CHASSIX TERM 12% EXIT 07/29/19 C1	1,224,442.00	100.00 1,224,442.00	98.50 1,206,075.37	△18,366.63	—
	CITGO HOLDCO TERM B 05/09/2018 C1	4,280,610.35	100.09 4,284,719.73	99.96 4,279,283.36	△5,436.37	—
	COINMACH TERM B 11/14/19 C1	2,018,175.65	97.20 1,961,808.00	98.17 1,981,343.94	19,535.94	—

COINMACH TERM B 11/14/19 C7	2,549,911.60	97.20 2,478,718.06	98.17 2,503,375.71	24,657.65	—
DTZ WORLDWIDE TERM 2LN 10/22 C1	4,945,073.72	98.99 4,895,622.98	100.12 4,951,255.06	55,632.08	—
DTZ WORLDWIDE TERM 2LN 10/22 C2	444,926.28	98.99 440,472.56	100.12 445,482.43	5,009.87	—
ENERGY FUT TRM 1LN DIP 06/16 C1	26,711,000.00	99.58 26,599,615.13	99.93 26,694,439.18	94,824.05	—
GARDA WORLD SEC TERM DD 11/20 C1	908,297.03	96.87 879,894.58	98.03 890,412.66	10,518.08	—
GARDA WORLD SEC TERM DD 11/20 C6	2,334.95	96.87 2,261.96	98.03 2,288.97	27.01	—
GARDA WORLD SEC TRM US 11/5/20 C6	9,127.55	96.87 8,842.22	98.03 8,947.82	105.60	—
GARDA WORLD SEC TRM US 11/8/20 C1	3,550,615.48	96.87 3,439,587.73	98.03 3,480,703.86	41,116.13	—
HARBOURVEST TERM B 02/04/21 C1	1,738,787.07	98.99 1,721,364.42	98.62 1,714,878.74	△6,485.68	—
HORIZON PHARMA TERM B 5/07/21 C1	2,415,274.68	90.24 2,179,737.09	98.24 2,373,007.37	193,270.28	—
INTELSAT JACKSON TERM B-2 6/19 C1	21,985,000.00	89.90 19,765,600.00	92.52 20,342,280.80	576,680.80	—
KRONOS TERM 2ND LIEN 4/24/20 C1	8,981,637.42	100.58 9,033,910.54	101.70 9,135,043.78	101,133.24	—
LAUREATE EDU TERM B 06/16/18 C1	44,631,437.25	85.24 38,047,407.62	92.31 41,200,618.66	3,153,211.04	—
LIBERTY CBL PR TERM 1LN 01/22 C1	1,225,000.00	96.87 1,186,718.75	97.63 1,196,004.25	9,285.50	—
LIBERTY CBL PR TERM 2LN 06/23 C1	4,815,000.00	96.50 4,646,475.00	97.00 4,670,550.00	24,075.00	—
MACDERMID TERM B 1LN 06/06/20 C1	999,178.22	97.15 970,741.60	99.09 990,185.61	19,444.01	—
MACDERMID TERM B 1LN 06/06/20 C3	174,221.71	97.15 169,263.36	99.09 172,653.71	3,390.35	—
MACDERMID TERM B 1LN 06/06/20 C4	402,050.07	97.15 390,607.72	99.09 398,431.61	7,823.89	—
MCGRAW-HILL TERM B 04/29/22 C1	4,205,000.00	99.50 4,183,975.00	100.22 4,214,461.25	30,486.25	—
OCEAN RIG DOV TERM B 07/25/21 C1	23,170,482.33	57.37 13,293,600.82	64.74 15,002,887.30	1,709,286.48	—
PACIFIC DRILLING TERM B 6/3/18 C1	4,355,985.45	55.54 2,419,662.79	29.99 1,306,795.63	△1,112,867.16	—
PATHEON TERM B 01/23/2021 C1	12,477,750.00	96.74 12,071,973.57	98.24 12,259,389.37	187,415.80	—
RENAISSANCE LEARN TRM 1LN 4/21 C1	5,860,400.00	96.24 5,640,576.39	98.25 5,757,843.00	117,266.61	—

	RENAISSANCE LEARN TRM 2LN 4/22 C1	14,285,900.00	94.83 13,547,747.54	90.00 12,857,310.00	△690,437.54	—
	TARGA RESOURCES HOLD TERM 2/22 C1	3,343,255.82	99.81 3,337,003.93	96.99 3,242,958.14	△94,045.79	—
	US RENAL CARE TERM 2LN 11/23 C1	13,490,000.00	98.00 13,220,200.00	99.50 13,422,550.00	202,350.00	—
	US RENAL TERM B 1LN 11/17/22 C1	33,645,675.00	99.00 33,309,218.25	99.91 33,617,749.08	308,530.83	—
	WASH MULTIFAMILY TM B 1LN 5/22 C1	237,398.73	97.93 232,498.82	98.37 233,541.00	1,042.18	—
	WASH MULTIFAMILY TM B 1LN 5/22 C2	1,355,563.77	97.93 1,327,584.93	98.37 1,333,535.85	5,950.92	—
貸付債権／アメリカ・ドル 小計			325,913,871.28 (35,791,861,343)	332,987,820.01 (36,568,722,393)	7,073,948.73 (776,861,050)	
貸付債権 合　計			35,791,861,343 (35,791,861,343)	36,568,722,393 (36,568,722,393)	776,861,050 (776,861,050)	
合　計			35,791,861,343 (35,791,861,343)	36,568,722,393 (36,568,722,393)	776,861,050 (776,861,050)	

１．小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建貸付債権に関るもので、内書きであります。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2016年６月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	768,422,896,112	円
Ⅱ　負債総額	1,666,063,616	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	766,756,832,496	円
Ⅳ　発行済数量	2,045,505,099,234	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3748	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

（2016年６月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	831,164,760,025	円
Ⅱ　負債総額	1,289,822,058	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	829,874,937,967	円
Ⅳ　発行済数量	345,066,199,056	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4050	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものはありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○　受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2016年６月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近５年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は８名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

１．個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。

２．ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

３．ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2016年６月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託170本、親投資信託59本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額4,764,908,557,618円です。

３【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第30期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。なお、あらた監査法人は平成27年７月１日付をもって、名称をＰｗＣあらた監査法人に変更しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月22日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　梅木典子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第29期 （平成27年３月31日）	第30期 （平成28年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		917,291	894,321
立替金		142,437	154,719
前払費用		96,063	88,670
未収委託者報酬		5,236,010	5,025,208
未収収益		585,000	876,488
未収入金	＊１	332,396	572,443
繰延税金資産		708,938	526,225
流動資産計		8,018,138	8,138,077
固定資産			
有形固定資産			
建設仮勘定		－	827,605
有形固定資産合計		－	827,605
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
投資有価証券		1,622,475	355,100
長期貸付金	＊１	18,857,485	18,279,971
長期差入保証金		39,163	29,533
その他		11,330	830
投資その他の資産合計		20,530,454	18,665,435
固定資産計		20,537,941	19,500,528
資産合計		28,556,080	27,638,605
負債の部			
流動負債			
預り金		216,345	456,957
未払金	＊１		
未払手数料		2,269,889	2,130,311
その他未払金		2,592,647	2,196,759
未払費用		526,518	489,333
未払法人税等		367,845	130,057
未払消費税等		1,022,900	188,169
賞与引当金		2,067,601	1,824,135
その他流動負債		196,295	235,223
流動負債合計		9,260,042	7,650,948
固定負債			
長期賞与引当金		288,258	186,349
退職給付引当金		5,874,342	5,449,945
預り保証金		19,485	19,485
繰延税金負債		201,942	101,563
固定負債合計		6,384,028	5,757,343
負債合計		15,644,071	13,408,292
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		－	100,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		11,489,515	13,004,488
利益剰余金合計		11,489,515	13,104,488
株主資本合計		12,489,515	14,104,488
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		422,493	125,824
評価・換算差額等合計		422,493	125,824
純資産合計		12,912,008	14,230,313
負債・純資産合計		28,556,080	27,638,605

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		第29期 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	第30期 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
営業収益			
委託者報酬		48,583,974	46,562,378
その他営業収益		4,269,166	4,264,890
営業収益計		52,853,140	50,827,269
営業費用	＊１		
支払手数料		22,605,495	21,779,810
広告宣伝費		612,086	694,629
調査費			
調査費		456,254	464,428
委託調査費		9,763,373	9,470,910
営業雑経費			
通信費		53,879	58,690
印刷費		51,117	40,694
協会費		37,309	34,997
諸会費		3,749	3,357
営業費用計		33,583,266	32,547,517
一般管理費			
給料			
給料・手当		3,005,306	2,996,289
賞与		2,963,441	1,535,644
福利厚生費		726,788	680,505
交際費		35,003	40,371
旅費交通費		204,775	211,447
租税公課		55,524	114,697
弁護士報酬		780	7,523
不動産賃貸料・共益費		383,582	370,613
支払ロイヤリティ		2,173,297	2,527,481
退職給付費用		374,722	308,388
消耗器具備品費		52,126	45,431
事務委託費		5,653,787	5,567,869
諸経費		415,615	470,397
一般管理費計		16,044,751	14,876,660
営業利益		3,225,121	3,403,090
営業外収益			
受取利息	＊１	129,516	142,387
保険配当金		13,404	14,884
受取配当金		353,044	6,348
為替差益		－	125,649
雑益		2,578	4,075
営業外収益計		498,544	293,345
営業外費用			
寄付金		－	74
為替差損		170,496	－
営業外費用計		170,496	74
経常利益		3,553,170	3,696,362
特別利益			
投資有価証券売却益		220,645	477,794
特別利益計		220,645	477,794
特別損失			
特別退職金		50,797	246,222
事務過誤損失		311	233
特別損失計		51,109	246,456
税引前当期純利益		3,722,707	3,927,700
法人税、住民税及び事業税		1,325,694	1,083,994
法人税等調整額		78,961	228,732
法人税等合計		1,404,655	1,312,726
当期純利益		2,318,052	2,614,972

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	9,171,463	9,171,463	10,171,463
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	2,318,052	2,318,052	2,318,052
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	2,318,052	2,318,052	2,318,052
当期末残高	1,000,000	11,489,515	11,489,515	12,489,515

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	424,499	424,499	10,595,962
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	2,318,052
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,006	△2,006	△2,006
当期変動額合計	△2,006	△2,006	2,316,046
当期末残高	422,493	422,493	12,912,008

第30期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000		11,489,515	11,489,515	12,489,515
当期変動額					
準備金の積立	－	100,000	△100,000	－	－
剰余金の配当	－	－	△1,000,000	△1,000,000	△1,000,000
当期純利益	－	－	2,614,972	2,614,972	2,614,972
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	100,000	1,514,972	1,614,972	1,614,972
当期末残高	1,000,000	100,000	13,004,488	13,104,488	14,104,488

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	422,493	422,493	12,912,008
当期変動額			
準備金の積立	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△1,000,000
当期純利益	－	－	2,614,972
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△296,668	△296,668	△296,668
当期変動額合計	△296,668	△296,668	1,318,304
当期末残高	125,824	125,824	14,230,313

重要な会計方針

1.　資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(3)　賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第29期 （平成27年3月31日）		第30期 （平成28年3月31日）	
未収入金	186,434	千円	281,045	千円
その他未払金	1,802,925	千円	1,435,702	千円
長期貸付金	16,600,000	千円	16,240,000	千円

（損益計算書関係）

＊1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第29期 （自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日）		第30期 （自　平成27年4月 1日 至　平成28年3月31日）	
営業費用	11,639,805	千円	11,252,422	千円
受取利息	67,194	千円	67,982	千円

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	－	－	20,000株
合計	20,000株	－	－	20,000株

2.　配当に関する事項

普通株式の配当金支払額

平成28年３月31日の取締役会において、次のとおり決議しております。

（1）配当金の総額　1,000,000千円

（2）１株当たり配当額　50,000円

（3）基準日　平成28年3月31日

（4）効力発生日　平成28年3月31日

第30期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	－	－	20,000株
合計	20,000株	－	－	20,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2.　金融商品の時価に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

第29期（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金及び預金	917,291	917,291	－
（2）未収委託者報酬	5,236,010	5,236,010	－
（3）未収入金	332,396	332,396	－
（4）投資有価証券	1,620,714	1,620,714	－
（5）長期貸付金	18,857,485	18,857,485	－
資産計	26,963,896	26,963,896	－
（1）未払手数料	2,269,889	2,269,889	－
（2）その他未払金	2,592,647	2,592,647	－
負債計	4,862,536	4,862,536	－

第30期（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金及び預金	894,321	894,321	－
（2）未収委託者報酬	5,025,208	5,025,208	－
（3）未収入金	572,443	572,443	－
（4）投資有価証券	353,339	353,339	－
（5）長期貸付金	18,279,971	18,279,971	－
資産計	25,125,282	25,125,282	－
（1）未払手数料	2,130,311	2,130,311	－
（2）その他未払金	2,196,759	2,196,759	－
負債計	4,327,070	4,327,070	－

（注）1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券
時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

（5）長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第29期 （平成27年3月31日）	第30期 （平成28年3月31日）
非上場株式	1,761	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期（平成27年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	917,291	－	－	－
未収委託者報酬	5,236,010	－	－	－
未収入金	332,396	－	－	－
合計	6,485,698	－	－	－

金銭債権のうち長期貸付金(18,857,485千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第30期（平成28年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	894,321	－	－	－
未収委託者報酬	5,025,208	－	－	－
未収入金	572,443	－	－	－
合計	6,491,973	－	－	－

金銭債権のうち長期貸付金(18,279,971千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

第29期（平成27年3月31日）

1.　その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	996,278	1,620,714	624,436
小計	996,278	1,620,714	624,436
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	－
小計	1,761	1,761	－
合計	998,039	1,622,475	624,436

2.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日　至平成27年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
321,645	220,645	－

第30期（平成28年3月31日）

1.　その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	171,971	353,339	181,367
小計	171,971	353,339	181,367
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,761	1,761	－
小計	1,761	1,761	－
合計	173,732	355,100	181,367

2.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成27年4月1日　至平成28年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,307,153	477,794	－

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第29期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度、及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2．確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	5,351,256
勤務費用	220,063
利息費用	25,842
数理計算上の差異の発生額	60,368
退職給付の支払額	△182,987
為替変動による影響額	378,615
その他	1,249
退職給付債務の期末残高	5,854,406

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	5,854,406
未認識過去勤務費用	19,936
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,874,342
退職給付引当金	5,874,342
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,874,342

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	220,063
利息費用	25,842
数理計算上の差異の費用処理額	60,368
過去勤務債務の費用処理額	△3,808
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	302,464

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.7%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は95,963千円であります。

第30期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度、及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2．確定給付型年金制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	5,854,406
勤務費用	230,638
利息費用	17,809
数理計算上の差異の発生額	27,925
退職給付の支払額	△514,836
為替変動による影響額	△191,549
その他	10,189
退職給付債務の期末残高	5,434,582

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	5,434,582
未認識過去勤務費用	15,363
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,449,945
退職給付引当金	5,449,945
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,449,945

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	230,638
利息費用	17,809
数理計算上の差異の費用処理額	27,925
過去勤務債務の費用処理額	△4,573
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	271,799

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.4%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は102,485千円であります。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期 （平成27年3月31日）	第30期 （平成28年3月31日）
（流動）	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
未払費用	174,277	151,008
未払事業税	74,281	19,190
賞与引当金	673,706	562,928
その他	54,348	33,226
繰延税金資産合計	976,612	766,352
繰延税金負債		
未払金	267,675	240,126
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	708,938	526,225
（固定）	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,910,187	1,668,773
繰越欠損金	22,081	0
資産除去債務	181,411	184,032
その他	21,399	80,774
繰延税金資産小計	2,135,080	1,933,579
評価性引当額	△2,135,080	△1,933,579
繰延税金資産合計	0	0
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△201,942	△55,542
長期貸付金	－	△46,020
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	△201,942	△101,563

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第29期 （平成27年3月31日）	第30期 （平成28年3月31日）
法定実効税率	35.64%	33.06%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.41%	1.48%
評価性引当額	△4.38%	△4.98%
過年度法人税等	1.88%	0.22%
税率変更差異	6.12%	3.55%
その他	0.82%	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.73%	33.42%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が38,127千円減少し（繰延税金負債の金額を控除した金額）、法人税等調整額が38,127千円増加しております。また、その他有価証券評価差額金が3,111千円増加し、繰延税金負債の金額が3,111千円減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
セグメント情報
第29期（自 平成26年４月１日 至 平成27年3月31日）及び 第30期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
第29期（自平成26年４月１日 至平成27年3月31日）
1.　サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	48,583,974	1,635,296	50,219,270

2.　地域ごとの情報
(1)　売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	18,618,483	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	10,648,267	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	4,954,596	投資信託の運用

第30期（自平成27年４月１日 至平成28年3月31日）
1.　サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	46,562,378	2,144,697	48,707,075

2.　地域ごとの情報
(1)　売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	15,484,541	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	12,830,493	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	4,956,557	投資信託の運用

関連当事者情報

第29期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	3,231	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	500,809	未払金	159,073
							共通発生経費負担額（注4）	8,844,812	未払金	675,995
			千円					千円		千円
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	2,390,000	長期貸付金	16,600,000
							利息の受取（注1）	67,194	未収入金	23,988
							共通発生経費負担額（注4）	45,299	未払金	10,003
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	749,276
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	215,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	2,749,693	未払金	364,279

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 6,707,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 838,469 851,761	未収入金 未払金	千円 37,739 171,463
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、アドミラルティ市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,246,085	未払金	千円 291,483
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,622	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 2,173,297	未払金	千円 287,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第30期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 4,481	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 352,434	未収入金	千円 255,436
							共通発生経費負担額（注4）	8,559,517	未払金	605,104
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	千円 360,000	長期貸付金	千円 16,240,000
							利息の受取（注1）	67,983	未収入金	23,483
							共通発生経費負担額（注4）	42,417	未払金	4,657
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	666,119
							配当金の支払（注6）	1,000,000	未払金	－
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 215,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 2,650,489	未払金	千円 157,696

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	7,657,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	874,764	未払金	7,187
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	960,691	未払金	170,483
			千米ドル					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	1,151,662	未払金	58,596
			千米ドル					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	1,622	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	2,527,481	未払金	564,733

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(注6)フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社へ支払った配当金には、配当源泉税が含まれております。

(1株当たり情報)

	第29期 （自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日）	第30期 （自　平成27年4月 1日 至　平成28年3月31日）
１株当たり純資産額	645,600円42銭	711,515円65銭
１株当たり当期純利益	115,902円61銭	130,748円64銭

(注1)1. なお潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第29期 （自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日）	第30期 （自　平成27年4月 1日 至　平成28年3月31日）
当期純利益(千円)	2,318,052	2,614,972
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,318,052	2,614,972
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド

約 款

フィデリティ・USハイ･イールド・ファンド

－　運用の基本方針　－

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

(1)　投資対象

フィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2)　投資態度

①　主としてフィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。

②　原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

④　有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

⑤　信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

⑥　信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3)　投資制限

①　ハイ･イールド･ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。

②　株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

⑤　有価証券先物取引等の運用指図等については、第24条の範囲で行ないます。

⑥　スワップ取引の運用指図等については、第25条の範囲で行ないます。

⑦　同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑩　マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則として毎月22日、決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・USハイ･イールド・ファンド」約款

（委託者および受託者）

第１条　この信託は、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の２　受託者は、信託法第26条第１項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を増額することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第８項、第51条、第52条、第53条または第55条第２項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第４条の２　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第５条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第９条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める

日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第９条の規定により発行される受益権につき、委託者が定める申込単位（委託者が認める場合には１口未満の単位を含みます。）をもって、取得申込に応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の全ての取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行ないません。

② 委託者の指定する取扱金融機関等は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位（委託者が認める場合には１口未満の単位を含みます。）をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の全ての取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行ないません。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。な

お、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、委託者および委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ別に定めるものとします。

⑥　前各号の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者が第47条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合および、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者が認める場合には、１口未満の単位をもってその取得申込に応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

第12条　（削　除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記　載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条　（削　除）

第16条　（削　除）

第17条　（削　除）

第18条　（削　除）

（運用の指図範囲）

第19条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託

銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第１号イからハまでに掲げるものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前３項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券、新株予約権証券および株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（投資の対象とする資産の種類）

第19条の２　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ　有価証券
　ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条及び第26条に定めるものに限ります。）
　ハ　約束手形
　ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ　為替手形

（運用の基本方針）

第20条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第21条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第22条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものついてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れ

が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第27条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第28条　委託者は信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存に係る業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④　保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第32条　（削　除）

（混蔵寄託）

第33条　金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第34条　（削　除）

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第35条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第36条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第37条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第38条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第39条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第40条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第41条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとします。ただし平成16年12月１日から開始した計算期間については計算期末は平成17年３月22日までとします。また、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（信託財産に関する報告）

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用等）

第43条 信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および11月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の158の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第45条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、第31条、第38条、第43条および第44条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第31条、第38条、第43条および第44条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第46条　（削　除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第47条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。ただし、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する分配金を除きます。

④　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤　一部解約金（第50条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第50条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等を通じて当該受益者に支払います。

⑥　前各項（第２項を除きます）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する取扱金融機関等の営業所において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信

託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第48条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第４項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第49条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第47条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第50条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者または取扱金融機関等がそれぞれ委託者の承認を得て定める解約単位（委託者が認める場合には１口未満の単位を含みます。）をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の一部解約の実行の請求日が、別に定める現地の取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情の場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約時の一口あたりの受益権の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑥　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第51条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第57条　第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第57条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第58条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.fidelity.co.jp/fij/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　（削　除）

第２条　第47条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第３条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条、第10条、第12条（受益証券の種類）、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更および名義書換手続き）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第４条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第５条　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し

引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成 10 年４月１日

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
委託者　フィデリティ投信株式会社
代表取締役社長　ビリー・ウェード・ワイルダー

東京都千代田区丸の内１丁目４番５号
受託者　三菱信託銀行株式会社
代表取締役社長　中野 豊士

１．約款第 11 条第１項、第２項および第 50 条第２項の「別に定める現地の取引所」とは次の通りとします。

ニューヨーク証券取引所

Fidelity™
INTERNATIONAL

FICR1608-006-S